

令和3年度第2回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

- 1 開催日時 令和3年10月21日（木）午後1時15分から午後5時15分
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎2階 災害対策室1・2
- 3 出席者 寺嶋会長、清水副会長、上田委員、中川委員、坂巻委員、高橋委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 財政課 板橋課長、元田主査、中澤主事、大山主事
市民活動支援課 松岡課長、保科主査、中川主事
- 6 申請団体 株式会社アンフィニ（3名）
NPO法人まちづくり西白井（3名）
- 7 傍聴者 なし（非公開）
- 8 議題 議題1 審査手順及び審査票の決定について
議題2 白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の決定について

9 議 事

●事務局

それでは、定刻より少し早いですが、令和3年度第2回白井市指定管理者選定審査会を行います。

今回の第2回指定管理者選定審査会に当たりまして、資料の追加をさせていただきました。お手元にございますか。

1点目がA3のものになっておりまして、こちらについては、議題1で説明をさせていただく際に追加が必要と思ひまして、追加をさせていただいたものです。

もう1点が資料の訂正になります。お手元の資料2と同じものを既に配付させていただきましたが、そちらのものについて訂正がございますので、配付させていただきました。訂正箇所については、後ほどこちらのほうから説明をさせていただきます。

では、あらためまして、令和3年度第2回白井市指定管理者選定審査会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

●会長

ご紹介にあずかりました、会長をしております寺嶋康二と申します。よろしくお願ひします。私を含め、新任の委員が非常に多いということで、今回、今年度としては初めての会議になりますので、何分至らない点が多いと思ひますが、今回は西白井コミュニティプラザということで、西白井地区の地域の発展に非常に重要な施設の指定管理者を選ぶことになりますので、各自尽力していきたいと思ひます。皆さん、よろしくお願ひいたします。

●事務局

ありがとうございました。

それでは、次第に従ひまして議題に入らせていただきます。

本日、議題を二つご用意させていただいております。1点目が審査手順及び審査票の決定について、2点目が白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の

選定についてです。議題 1 については、前回概要を説明させていただいた内容について決定をいただくというものになっております。議題 2 については、本日の中心の議題になっておりまして、指定管理者の候補者を選定していただくというものになります。

それでは、議題になりますので、会長のほうから議事進行等をお願いいたします。

●会長

では、早速ながら、議題1について事務局からの説明のほうをお願いいたします。

●事務局

では、事務局から、議題 1 の審査手順及び審査票の決定について説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

こちらについては、先ほど冒頭でご説明をさせていただいたように、今回の白井市指定管理者選定審査会の審査手順及び審査票の決定について、議事として諮らせていただくものになります。こちらについては、第 1 回の審査会で事務局から説明をさせていただきました。その際にも、やはり皆さん先ほど会長がお話しいただいたように、新任の方なので、今回すぐに変えることはなかなか難しいだろうということをお話をさせていただいていたところですが、それについて、改めて議事として審査手順及び審査票を決定していただくものになります。

お手元の資料 1 をご覧ください。

資料 1 については、審査手順となります。こちらについては、第 1 回でも説明をさせていただきましたが、過去の審議会の委員の皆様の見解や、市として検討した結果によって都度変更しておるもので、平成 30 年 6 月 13 日に決定したものが最新のものということになっております。

審査手順については、こちらの 2 の部分になりますが、2 の (4) です。総評価点数については、サービス等の評価点数と、価格等で決定をする、その合算で決定をするものです。(5) で、サービス等の評価点数については、配点は 90%、価格等については 10%ということ、9 対 1 ということを実施しているものになります。

(7) については、選定に係る審査会、本日になりますけれども、非公開とさせていただきますものになっております。こちらの審査方法については、3 のプレゼンテーション審査ということになっておりまして、審査対象団体については、プレゼンテーション審査を行うこととします。この後に説明をさせていただきますが、施設担当課については、資格要件、欠格事項、申請書類、財務要件について申請資格の審査を行います、審査会に報告をするということになります。

本日については、市民活動支援課が施設担当課になりますので、市民活動支援課から後ほどご説明をさせていただきますものです。この審査会からは、その市民活動支援課の報告について異議等ある場合については、協議の上、資格審査を判断するということと、その後の質疑をもって、そこのところを明らかにしていただくというようなこととなります。

2 ページをめくってください。審査会は、審査書類に基づきまして申請団体が行うプレゼンテーション及び質疑により審査を行うこととします。こちらについては、後ほど団体から行っていただきますが、30 分の団体のプレゼンテーションと、30 分の質疑をもって行うということになります。

前回の会議の中で〇〇委員、〇〇委員からお話があったことから、前回お示しし

たスケジュールと少し異なっております。後ほどまたスケジュールの中でご説明をしますが、全部の審査が終わった後に委員さんの中で討議を行っていただいて、質疑とか、私はこう思ったとか、それぞれの先生方、企業の資格の関係とか、企業経営については、会計など専門家の方の話を聞かないと判断できないものがあるということがありましたので、全ての団体が終わった後に、採点の時間の中で、時間を10分くらい設けておりますので、皆さんで議論をいただければと思います。その中で、委員の中で質疑をしていただいて、それをもってご本人様で最終的な点数をつけていただくということに今回変更させていただきました。

ただ、こちらについては、あくまでも審査手順を変更するというのではなくて、採点の中で意見を聞きながら採点を行うという採点手順のやり方の変更という形で今回は示させていただくということになっております。本日及び次回の審議会について、このような形で審査を行っていただければと思っております。具体的に審査手順について説明をさせていただきました。

続きまして、お手元の資料2をご覧ください。資料2については、本日お渡しさせていただいた訂正したものをご覧ください。資料2については、本日お渡しさせていただいた訂正したものをご覧ください。

本日配付させていただきました資料2については、白井市西白井コミュニティプラザ指定管理者候補者選定審査票（案）ということでお示しさせていただきました。こちらについて、前回、第1回の会議でお配りさせていただいた資料、今回、ご自宅に郵送させていただいた資料から訂正がございます。大変申し訳ございませんでした。

訂正箇所については、網かけで修正した箇所になっておりまして、具体的には、資料2の3ページの(9)になります。市内での市民活動の実績とその活用については、本来、配点が5点であったところを、送付させていただいた資料については、10点の配点で送付してしまいました。こちらが、配点が10点ではなく5点となります。この変更に伴いまして、全体の点数が変更となります。1ページに戻っていただいて、1ページのサービス等の評価点数については、135点満点ではなく130点満点となります。したがって、総評価点数については146点となりますので、こちらを訂正させていただきます。その他については、特に変更はございませんが、網かけのところについては、その点数が変更したことによって変わったものということになっております。大変申し訳ありませんでした。

それでは、あらためまして審査票について説明をさせていただきます。

審査票と対応するものとして、お手元の資料1の5ページをご覧ください。

資料1の5ページについては、配点及び採点方法になっておりまして、こちらに基づきまして、資料2が規定されているところです。具体的には、2番の①になりますが、サービス等の評価項目における各審査項目の配点については、原則10点とするということになっております。ただし以降になりますが、今回、訂正させていただいた部分になりますが、「類似施設の運営実績」や「市内での市民活動実績とその活用」などの団体の実績の有無を問う審査項目については5点としますということになっております。

この5点となる項目についてが、前後して申し訳ないのですが、審査票の3ページの(8)と(9)のものです。(8)については従来から5点でありましたけれども、(9)については今回修正させていただきました。正しい形に修正をさせていただいたということになっております。こちらにつきましては、5点となっております。

この採点の方法についてですが、資料1の5ページの2の③になりますが、採点については、適切である場合について中間点数、10点満点の場合であれば5点を入れていただきまして、その後、それぞれのプレゼンテーション、資料等を見まして、加点もしくは減点という形で、十分でない場合、下限が0点、上限の、適切であり特に優れている場合が10点ということで、1点刻みで点数をつけていただくということになっております。

こちらのほうで、それぞれ点数、サービス等の評価点数、おおよそ90%の部分になりますが、そちらについては、今回の審査票の(1)から(14)までがサービス等の評価点数のものになっておりまして、こちらが、10点のものが12項目、5点のものが2項目ということになっておりまして、全部で130点満点ということになっております。

この中で気をつけていただきたいのが、3ページの(14)になりますが、団体の経営状況になります。こちらについては、配点は他のものと同じく10点ではございますが、こちらについて、皆様の平均点が5点未満の場合は失格ということになっておりますので、そちらだけご注意ください。内容等、この後の最後、審査が終わった後の審議等で明らかにしていく、委員等の討議の中で明らかにされていく部分かもしれませんが、こちらについては、5点、半分を取らないと失格ということになっております。

続きまして、残りの10%の部分になりますが、価格評価の部分になります。こちらについては、審査票の(15)と(16)に対応する部分になりますが、この内容について、少し分かりづらいので、お手元に今日、非公開資料という形にはなりますが、A3の資料を配付させていただきましたので、このA3の資料をご覧くださいよろしいでしょうか。

今まで委員をやられている方ですとご承知の部分だと思っておりますが、この(15)(16)については、点数を9対1の割合で価格の部分になりまして、そのうち、価格評価点数については、自動で計算式に基づきまして入るような形になります。

少しご説明をさせていただきます。この枠の部分については、この審査票の項目の部分を書き出したものなので、特に問題ないのですけれども、その部分で、それぞれについて、どのような表の中でどのような形で実施されるかというのが左の部分。右側の部分には、実際に今回の提案点数を入れたものということになっておりますので、そちらについてご説明させていただきます。

こちらの資料の「1 価格評価点数(提案額)の配点について」ということでご覧ください。この内容について、それぞれこれから説明する内容については、資料1中の別紙2、1(1)③という、この部分と対応している部分になりますので、これについては後ほど参照していただければと思います。

価格評価点数については、先ほどから説明させていただいておりますが、サービス等の評価点数と価格については、9対1ということになっておりまして、サービス等の評価点数については、今回130点満点となっております。9対1という関係になりますので、130点を9で割りますと14.444となりますが、こちらについては14点以上ということになりまして、それぞれの次のところの説明に関係してきますが、半分ずつの点数ということになっておりますので、2の倍数ということで16点ということで配当させていただいているところです。

②になります。この16点の価格の部分については、それぞれ、前回1対1だというようなお話をさせていただきました。提案額については半分の点数、妥当性につ

いては半分の点数ということになっていきますので、この 16 点のうち、それぞれ 8 点満点ということになりますので、資料 2 の審査票の (15) については満点が 8 点、(16) については満点が 8 点ということになっています。

(16) については、通常のものと同じように、妥当である場合については 4 点、それ以降、下限、上限ということで、0 点が下限、8 点が上限ということになります。それぞれ 1 点刻みで実施していただくものになりますが、(15) については、点数について、こちら、前回もお話をさせていただきましたが、固定式点数ということで、市の見込額の〇〇%を上限とした場合にどのくらいのところにあるのかということで、その〇〇%のものから見てどのくらい安くなっているかというところで評価するものが A、固定式点数になっておりまして、変動式点数については B になります。こちらについては、1 位の一番安いところから比べて、どのくらい差があるかということで比較するものということで、1 位との相対的な点数の開きというのを判断するものになっています。こちらについては、A の固定式、値段の安いほうがよいというものが 3 分の 2 ということになっておりまして、変動式、こちら 1 位の一番安いところと比べてどうかというところが 3 分の 1 ということになっていますので、固定式の配点については 5.3 点満点、変動式については 2.7 点満点ということで、2 対 1 の関係になっているところです。

具体的に今回の指定管理料について当てはめますと、株式会社アンフィニと NPO 法人まちづくり西白井について、それぞれのもので出ていまして、指定管理料については、市の見込額が 3 年間で 4,891 万 2,000 円に対しまして、アンフィニについては 4,888 万 5,000 円、NPO 法人まちづくり西白井については 4,876 万 7,000 円ということになっておりますので、まちづくり西白井さんのほうが、金額としては安い団体ということになっていきますので、最低点数、こちらの中で低いほうの金額が NPO 法人まちづくり西白井ということになります。

ちょっと分かりづらいと思いますが、ここまでのところで何かご不明な点とか確認があれば、お話をいただいたほうがいいかなと思いますが、大丈夫でしょうか。

大丈夫ですかね。すみません。分かりづらくて申し訳ないのですが、価格評価点数ということで、実際に今回のアンフィニさんとまちづくり西白井さん、どのような形で点数を出しているかということで、この後、これが決定されれば、お手元に点数を入れた形でお渡しをさせていただきますが、この中で計算としては固定式点数の計算ということで、左側の点線の枠の中の表を見ていただくとあれなのですが、上限点数については、今回満点が 8 点の 3 分の 2 になりますので、上限点数が 5.3 点となります。市の見込額については 4,891 万 2,000 円になりますので、それから市の見込額と上限の減額率〇〇%を掛けたものということになります。そちらが〇〇になります。それ分の市の見込額 4,891 万 2,000 円から、今回アンフィニさんの提案額である 4,888 万 5,000 円を引いた 2 万 7,000 円が分子というような形になりまして 5.3 点、上限額について、この割合を掛けていく。この計算式の割合については、数字で出しますと〇〇ということになりますので、 $5.3 \times \text{〇〇}$ ということになりますので、〇〇となります。こちらについては、小数点第 2 位を四捨五入しますので、アンフィニさんにおける固定式点数については、0 点ということになります。

同じく、下の NPO 法人まちづくり西白井さんについても同様のことを行いますと、こちらについては、NPO 法人まちづくり西白井さんは、アンフィニさんよりも少し安い提案をしてきています。削減率については同じ 99%台ですが、アンフィニさんがこちらの見込みの 99.9%に対して、まちづくり西白井さんは 99.7%という

ところになっていきますので、計算すると、全部で〇〇となりますので、小数点第2位を四捨五入しまして、0.1点ということになりますので、まちづくり西白井さんについては、この固定式点数については0.1点となることです。

続きまして、8点の3分の1の2.7点満点の変動式の部分についてなのですが、こちらについては、まちづくり西白井さんのほうからご説明したほうが分かりやすいと思いますが、まちづくり西白井さんについては、この2者のうちの最低金額を出してきたということになりますので、こちらについては2.7点に、計算式としては、市の見込額－応募者の提案中の最低提案額。最低の提案額と市の見込額から、当該応募者の提案額というのは合致しますので、同じ分母、分子になりますので、1ということになりますので、2.7点×1で、まちづくり西白井さんについては、2.7点ということで満点ということになります。

一方、アンフィニさんについては、こちらのほうの市の見込額から、応募者の提案中の最低提案額というのは、まちづくり西白井さんの最低提案額を入れることとなりますので、こちらについては2.7点×145,000分27,000ということになりますので、2.7点×0.1862068ということになりますので、0.502758点となります。こちらについても、小数点第2位を四捨五入しますので、0.5点というのが今回アンフィニさんの変動式の点数ということになっております。

こちらのもものとして、アンフィニさんについては(15)になりますけれども、(15)の点数について、アンフィニさんについては0.5点が得点となりまして、まちづくり西白井さんについては0.1点と2.7点で2.8点が点数というような形となるというような形の計算になっております。

説明としては少し分かりづらかったとは思いますが、今回、議題1でこの内容が決定され次第、その審査票というような形で皆様にお配りしまして審査を行っていただきたいと思っております。

説明が行ったり来たりしてしまいまして分かりづらかったと思いますが、前回説明した内容について、今回、具体的に点数ということで皆様にご説明をさせていただいた次第です。以上になります。

●会長

では、〇〇委員、よろしく申し上げます。

●〇〇委員

不勉強で大変申し訳ないことなのですが、基本的に市の見込額と参入を提案している法人さんの金額が余りに近いのですけれども、これって見込額というのは公開されているのですか。

●会長

事務局より回答をお願いします。

●事務局

後ほどご説明をさせていただくところと重複してきますが、この白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者募集要項。この募集要項の中に金額として示しております。

●〇〇委員

確かにありましたね。

●事務局

はい。見込額についてはその金額になります。

●〇〇委員

分かりました。ごめんなさい。失礼しました。

●会長

ほかに質問等ございますでしょうか。

よろしいですかね。

では、議題1については、承認ということでよろしいでしょうか。

続きまして、議題2のほうに入らせていただきたいと思います。白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定についてということで、まず応募状況説明と資格審査報告について、事務局のほうからお願いいたします。

●事務局

では、議題2ということで、具体的に白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の説明を行います。冒頭に紹介をさせていただきましたが、今回、前回紹介させていただきました事務局の4名のほかに、施設担当課として、市民活動支援課から3名出席をいただいています。それぞれ、こちらから紹介します。

こちら、市民活動支援課の課長の松岡課長になります。

●市民活動支援課（松岡課長）

松岡です。よろしくお願いいたします。

●事務局

担当の保科係長になります。

●市民活動支援課（保科）

よろしくお願いいたします。保科です。

●事務局

担当の中川さん。

●市民活動支援課（中川）

中川です。よろしくお願いいたします。

●事務局

今回、指定管理者のこの概要の説明については、西白井コミュニティプラザの所管課になります市民活動支援課のほうからご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、松岡課長のほうから説明をさせていただきます。

●担当課（市民活動支援課）

それでは、私からご説明させていただきます。

資料として、白井市西白井コミュニティプラザ指定管理者募集要項をご準備ください。

まず初めに、資料の訂正がございます。募集要項の 14 ページをお開きいただけますでしょうか。

14 ページに、(2) 利用状況という項目の中で、コミュニティプラザの利用状況の表がございます。この表の右側のほうに、令和 2 年度、稼働率、人数という、そういった列がございますけれども、稼働率の一番下の計のところは 720 と入っておりますけれども、こちらは誤りの表記でございました。こちらは、隣の平成 31 年度の稼働率の欄の計が一となっておりますとおり、令和 2 年度の稼働率の計も、ここは一が正しい表記でございますので、訂正をさせていただきます。

また、併せまして、令和 2 年度稼働率の隣の人数という欄がございますけれども、299 人から足した 31 人までの金額の合計を、この計の一欄のところに記入すべきところでしたけれども、そちらが誤っておりました。正しくは 4,719 ということとなりますので、こちらも併せて訂正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

それでは、施設募集の条件及び業務の仕様について、簡潔にご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

まず 1 番、施設の目的でございますが、西白井コミュニティプラザは、市民相互の交流により市民の連帯意識を高め、住みよい地域社会の形成に寄与することを目的に設置しています。

次に、2 番、施設の概要でございますが、構造は鉄骨造地上 1 階建てです。建物の延べ床面積は 623.6 平方メートル、建築については、平成 31 年の 7 月に新築をしたものでございます。施設の中には、会議室が 3 部屋、和室が 2 部屋、調理室、子ども室、更衣室、防災倉庫等がございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。

3 番の施設の管理運営方針についてですが、基本方針としましては、指定管理者は創意工夫を凝らした管理運営によりコミュニティプラザの機能充実を図り、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、経費の縮減を図り、効率的な管理運営を行うこととしております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

5 番の指定の期間でございますが、本施設は、令和元年 10 月に運営を開始しましたが、ご存じのとおり、令和 2 年当初から新型コロナウイルス感染症の影響があり、休館や利用制限が続いたことで、当時想定していた平時の運営利用ができない状況が続いております。ほかのセンターの指定期間は 5 年としているところでございますが、指定管理料を積算するための実績は、ほぼコロナ禍の影響を受けており、5 年という長期の期間とすることは適切ではないと考えたため、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年といたしました。

次に 6 番、経費に関する事項をご覧ください。3 年間で市が支払う指定管理料の見込額は、消費税込みで 4,891 万 2,000 円としております。各年度の見込額の内訳については、表に記載しているとおりで。

次に、4 ページをご覧ください。

7 番の応募資格でございますが、白井市内に本店、支店又は営業所を有する法人並びに市内に事務所を有し市内を中心に活動している団体としております。また、制限事項につきましては、国税又は地方税を滞納している法人など 8 項目の制限事項を設けています。

次に、資料が少し飛びますが、12 ページの 2 番、指定管理者が行う業務をご覧ください。

指定管理者が行う業務については、施設の運営に関する業務、施設の管理に関する業務及びその他の業務に分けています。

3 番の施設の運営に関する業務については、13 ページから 14 ページに記載しておりますけれども、施設の利用及び運営に関する業務を行っていただくことになっております。なお、自主事業については、市としては求めているものではありませんが、指定管理者が積極的に実施することは拒むものではないとしています。

先ほど、14 ページの利用状況の稼働率、人数等の訂正をさせていただいたところでの補足になりますけれども、平成 31 年度は 10 月オープンということでしたので、こちらの人数は 6 か月分ということになってございます。

一方、令和 2 年度は 1 年分となっているわけなのですが、先ほど申し上げたとおり、令和 2 年度は 4 月から 5 月まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により 2 か月間、施設を閉館いたしました。また、6 月以降開館をいたしましたけれども、利用制限を設けながらの施設運営ということで、このような数字になっているということでございます。

続きまして 4 番、施設の管理に関する業務については、14 ページから 15 ページに記載をしていますが、施設の適正な運営を図るため、設備機器等の点検及び保守管理を行っていただくことになっております。

5 番のその他の業務については、15 ページに記載をしておりますが、日常業務の各課等との調整やセンター長会議などへの出席のほか、災害時の避難所としての対応、市内スポーツ施設の使用料の徴収業務などを行っていただくことになっております。

続きまして、17 ページをご覧ください。

7 番の人員の配置等についてですが、前回の募集とは一部要件を変更しております。前回の募集では、事務職員については非常勤でも可としておりましたが、管理責任者が不在の際にも施設の安定的な運営が行えるよう、主任のような立場の職員を配置していただくため、常勤といたしました。

最後に、募集状況についてご説明いたします。資料が戻りまして 5 ページの 8 番、指定管理者の募集及び選定スケジュールをご覧ください。

説明会については、7 月 9 日に開催しましたところ、現指定管理者である特定非営利活動法人まちづくり西白井、特定非営利活動法人にこもぐ、株式会社アンフィニの三つの事業者が出席しました。その後、申請書の受付を 7 月 26 日から 8 月 3 日まで行いまして、説明会に出席した 3 社全てから申請書の提出がありました。そのうち、申請事業者の特定非営利活動法人にこもぐについては、当初、必要書類がそろっているとして受付し、委員の皆様には財政課より書類を送付させていただいたところですが、後日、改めて確認しましたところ、資料の落丁があることが判明いたしました。そこで、事業者には書類の再提出を求めたところ、事業者が税関係の所轄庁への法人設立の届出を行っていなかったことが判明したことから、事業者より今

回は辞退したいとの申出がございまして、10月13日付で辞退届が提出されました。

なお、ほか二つの事業者については、応募者の資格要件を満たしていること、申請に必要な書類が全てそろっていることを確認しております。

以上のことから、西白井コミュニティプラザの指定管理者の指定を行うため、白井市西白井コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第11条の規定により、指定管理者選定審査会のご意見を伺います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

●会長

ありがとうございます。

では、今の応募状況説明等につきまして、質問等はございますでしょうか。

〇〇委員、よろしくお願ひします。

●〇〇委員

今まで2年半くらい、こちらのまちづくり西白井さんのほうで運営されてきたと思うのですが、そちらについて、何か担当課のほうにご意見とか、そういうものって入っているのでしょうか。

●担当課（市民活動支援課）

お答えします。

意見というのは、市民からの何か声ということでしょうか。

市民の方からの声というのは、特に大きな苦情など、そういったものは入ってございません。それから、初年度の1年目よりも2年目のほうが、施設を利用できてよかったですという、そういったような声は徐々に増えてきているというような状況でございます。

●〇〇委員

ありがとうございました。

もう1点あるのですが、こちらの利用者というのは、わかる範囲でいいのですが、年齢層とか利用している地域というか、どこの方が来ているとか、そういうのが知りたいのと、もう1点、営利目的での使用を許可されていると思うのですが、営利目的での使用率というか、そういうのはどのくらいになるのでしょうか。

●担当課（市民活動支援課）

お答えいたします。

利用者層については、近隣でいけば自治会さん、この施設の周辺の自治会さんがご利用になっています。

また、団体層でいきますと、卓球ですとか、体操ですとか、絵画ですとか、写真ですとか、様々なそういった趣味のグループさんが団体として利用されているということです。

それから、地域性といったしましては、子供たちが非常に多い地域になりますので、小学生、中学生、そういったような子供たちが、学校が終わった後に自主学習をしたりとか、ここに立ち寄ってから帰るとかというような形の利用になっております。

それから、営利団体については、正確な数字は今持ち合わせていないのですけれ

ども、そういう団体さんのご利用もあるということです。以上です。

●会長

ありがとうございます。
その他、質問等ございますでしょうか。
〇〇委員、よろしく願いいたします。

●〇〇委員

募集要項の3ページなのですけれど、指定管理料の見込額、3年間というのがありますけれども、この3年間同額なのですけれども、いわゆる人件費増とかそういったようなものを内容的には加味して、3年間足したものを3等分した数字なのか、その辺は団体の中で、要は飲み込んでしまいなさいよという意味での3年間同額なのか、その辺を教えてくださいたいのですけれども。

●担当課（市民活動支援課）

施設の運営の1年あるいは1年半、ちょうどそういったような期間の中で、いろいろなモニタリングなんかをさせていただいて、施設の運営状況を確認しております。そういった中で、施設をより安定的に、そして継続的に運営をしていくためには、こういったような見込額が必要であろうというようなことを市のほうで計算をいたしまして、そういったことであれば、3年間それぞれ単年度、単年度同額でいいのだろうというような判断をさせていただきました。

●会長

では、事務局のほうから追加で補足をお願いします。

●事務局

多少補足になりますが、人件費等の考え方については、例年上がるという前提で見込んでいるところなのですけれど、この3年間で平均をしたものということになります。

通常、人件費は、令和4年度よりも令和6年度のほうが高くなる場所ではありますが、3年間の平均の額としています。

積算に当たっては、年度ごとに伸び率のパーセンテージをかけて、人件費が年々増加する積算をした上で、平均の数字をつくって出しています。人件費と光熱水費については、このような形で平均しているため、同じ同額となっているものになります。以上です。

●会長

私からも若干質問があるのですけれども、今、平均というお話だったのですけれども、そうなると、人件費などの経年で増加するものについては、後の年のほうが予算に対して逼迫するということに恐らくなると思うのですね。実際、今回資料のほうを見させてもらっても、後の年度のほうがやっぱり多くなります。

人件費については増加というのを計上されていて、その分予算が逼迫した分、備品購入用のお金ですとか、他のものを削って対応しているというようなことが見られたので、そういうところを考えると、余り平均を取って各年度で予算に収めると

いうよりは、各年度で変動したような予算の形にしたほうがいいのではないかなと率直に、質問というか意見として考えたところです。

あと、もう 1 点なのですけど、今回、指定管理者が仮に変更になった場合に、前任の指定管理者がどういうサービスを行っていたかというのは、引継ぎみたいなものをさせてもらえるのですか。例えば、今回コミュニティプラザのほうで、まちづくり西白井さんの資料を見ますと、学生向けの自習室みたいなものを行っているという話があって、どうも好評だったという話があるのですが、例えばそれがアンフィニさんに引き継がれた場合に、なくなってしまうとかという話になると、恐らく市民の方も残念に思うのではないかなと思うのですが、そのあたりは、いかがでしょうか。

●担当課（市民活動支援課）

お答えいたします。

募集要項の 11 ページをご覧くださいなのですが、11 ページの 16 番のその他のところに業務の引継ぎを明記させていただいております。令和 4 年 3 月 31 日までに引継ぎをしっかりとするというのを前提としておりますので、こういったようなことを最初から定めておりますので、引継ぎはしっかりとされるものだというふうに考えております。

●会長

これは、指定管理者が自主的に行っていたような事業についても対象になるという理解で、応募者についても共有されていると思っていいのですかね。

●事務局

特にそこについては定めがないというのが現状になっています。実質的には団体さんをお願いをするという形になってはいますが、今回、この後プレゼンテーションがあったときに質疑で行っていただければ、やるという話であれば、ここでやるということで、それで選定されたということに当然なりますので、そのあたりについては、質疑の中で明らかにされるのが、そういうこともできるのかなというふうに思います。

前の団体がされていたものであっても、団体として自分たちの理念と違うものというのもあるかもしれませんので、このあたりについては、ケースバイケースなのかなというところです。以上です。

●会長

分かりました。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

質問ということではないのですが、今のサービスの引継ぎについて、この委員としてではなく、白井市の住民として一意見を皆様にも申し上げたいのです。ここの指定事業者の選定委員になるまで、あの公民館を運営しているのは市だと思っているという人が結構いらっしゃると思うのです。その中で、例えば自習室が、団体の理念と違うから急になくなったとか、そういうことって、もともと見るからに普通の

企業さんがやっているというのであれば、納得もいくし、一言で言えば、潰れちゃったのねという諦めもつくのでしょうけれど。先ほど、事務局の回答のように「応募団体に聞いてみてください。」みたいな言われ方についても、市民としては非常に残念だなというのを、どこかの機会に参考としてご配慮いただければありがたいと思います。

●会長

では、事務局のほうからお願いします。

●事務局

ありがとうございます。

表現が悪く申し訳ありませんでした。先ほどの件についてですが、条例で規定されているものについて、例えば、駅前センターに児童館がありますけれども、児童館は条例になっているものなので、必ずそれは行われるものになります。

ただ、独自で自分たちの団体でプラス α で加点している部分がありますけれども、そこについては、それぞれの団体さんの考え方でやっているというところがありますので、そこについては、必ずやりなさいよというわけにはなかなかいかない。条例で定まっている部分についてはどこの団体になったとしても、必ず実施されます。

●〇〇委員

私が申し上げたいのは、ルールの問題ではなくて、市民感情として理解がしにくいので、そのところをご配慮いただきたいという市民としてのお願いを申し上げただけです。ルールについては、もちろんルールでやられていると思いますので、そのことについて何か意見を申し立てるつもりは毛頭ございません。一般市民として理解できるレベルで違和感があるということを申し上げただけです。ご配慮をお願いできればありがたいです。今後の施策についてです。以上です。ありがとうございました。

●会長

では、〇〇委員お願いします。

●〇〇委員

先ほどのご質問と重複するかもしれないのですが、募集要項の 3 ページ目で、私も指定管理料のところの一つ質問させてください。指定管理料見込額 4 万 8,912 千円という記載があります。今日配られたこちらの A4 サイズの紙の左下のところに、アンフィニさんとまちづくり西白井さんが収支計画という形で出されてきた金額が記載されていると思うのです。

もう一回戻りますけれども、3 ページのところの、実際に幾ら払うのですかという話なのですが、ここには、指定管理料は指定管理者の収支計画に基づき算出した一定額を指定管理料見込額の範囲内で支払うものとするを書いてあるのです。例えばアンフィニさんが管理をしますと決まった場合に、収支計画では 3 年間で 4 万 8,885 千円と。でも、市の見込額が 4 万 8,912 千円と。じゃ、実際に支払う額はといったときには、どの金額になるのかなと思って。

●事務局

そちらについては、団体の提案額になります。

アンフィニさんであれば 4 万 8,885 千円、まちづくり西白井さんであれば 4 万 8,767 千円ということになります。

●〇〇委員

もう一つだけよろしいですか。

それでは、例えばアンフィニさんの 4 万 8,885 千円で管理料が決まりましたと。実際に収支計画も事前に見させてもらったのですけれども、実際にかかるであろう経費の金額、こちらが記載されていて、実際に参加の利用料から差し引いた額をこちらの金額に載っかってきていると思うのですね。ということは、そもそもが利益が度外視というか、アンフィニさんにしろ、まちづくり西白井さんにしろ、利益が出ないという前提で手を挙げてきているということでもよろしいでしょうか。それとも、その中でさらに経費削減を図って、浮いたお金じゃないけれども、そちらは会社の利益となるのかといったところを教えてください。

●会長

では、事務局のほうからお願いします。

●事務局

こちらについては、先ほどもお話がありましたが、利用料金収入という形も用意していますので、利用者が多ければ多いほど、それぞれの部屋の利用料について、1 時間幾らという形で入ってくるものがございます。

また、事業を実施するもので、物によっては参加料を取って、その利益を出すまではなかなかいかないかもしれないですけれども、参加費を取るというものについても認めているものがございますので、そのようなもので収入が確保される部分もあるのではないかなと思います。

この事業自体が、利益があるかないかというところの判断なのですけれども、これだけをやっている指定管理者さんというのがあるって、10 年以上事業をやられていらっしゃるというところもありますので、団体を賄うだけの利益は生じているというふうに市としては考えています。全くカツカツでやっているわけでもないですし、給料も増えている団体さんもあるというところがありますので、それだけをやっている会社が 10 年以上続くということは、会社を構成するだけの利益は生じているのかなというふうには思います。以上です。

●会長

その他、質問等ございますでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

14 ページの利用状況、先ほど訂正もあったのですけれども、令和 2 年度は、コロナの関係で休館があったり、利用制限をかけていたりとかということがあって、人数もそんなに入れられないとか、そういうこともあったかと思うのですが、平成 31 年度が半年でこれだけ、令和 2 年度が 4,719 ということで、単純に 31 年度の 1 年分

には到底至っていないのですが、これは指定管理者の運営、ここの施設に限ったことなのか、それとも、市民活動支援課さんでは分からないかもしれないのですけれども、ほかのセンターとかでもやはり同じような傾向で、令和 2 年度に関しては、人数が、がくっと落ちているという理解でよろしいのでしょうか。

●担当課（市民活動支援課）

お答えいたします。

ほかの施設との比較なのですが、こちらのコミュニティプラザは、自主事業をやっても良いという施設になります。ほかのセンターは、自主事業をやっていくというような施設になっておりますけれども、そこで大きな令和 2 年度の数について、この違う傾向が見られております。自主事業を多くやっているセンターほど、利用者の減というのが顕著になっております。ですので、ほかのセンターと比べると、このコミュニティプラザは自主事業が少ないほうですので、利用者数の減というのは、非常に抑えられているところです。

あとは、参考までなのですが、利用者数でなくて利用件数ということで見ていきますと、これは 31 年度、令和 2 年度と比較するためには、それぞれ開館月が違いますので、一月当たりで比較をしますと、令和 2 年度のほうが、利用件数は平成 31 年度よりも増えているというような状況です。そういったようなほかのセンターと違った傾向をこの西白井コミュニティプラザは、自主事業をしているセンターと余り行っていないセンター、それから新しい施設と従来からの施設、そういったようなことでの差があるということです。以上です。

●〇〇委員

いろいろほかのセンターと比較して、一律に同じ傾向があるということではないということなのですけれども、担当課の評価としては、この施設としては、利用が良いほうであると。評価はどうかのですか。

●担当課（市民活動支援課）

ほかの施設と比較しまして、令和 2 年度の実績の利用者の落ち具合というのは抑えられているということで、そういった面からすると、良いというふうに考えております。

●〇〇委員

ありがとうございます。

●〇〇委員

今の件に絡んでいるのですけれども、当初、担当課さんのほうで予想していた稼働率なのか、利用件数なのか分からないのですけれども、それとは、コロナとかそういうのがあるとは思いますが、それを差し引いても、どういう感じなのか。

●担当課（市民活動支援課）

お答えいたします。

指定管理者のほうで利用率の目標というものを掲げておりますけれども、そこには至っておりません。けれども、先ほど来、申し上げておるのですけれども、ほか

のセンターの利用の減ということから考えていきますと、その中でも、このコミュニティプラザのほうは頑張って何とか利用者減を食い止めている、あるいは利用件数自体が上がっているということで、良いものというふうに考えております。

●会長

〇〇委員、よろしいでしょうか。

●〇〇委員

はい。

●会長

では、ほかに質問等は。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

指定管理料の見込みがないのですけれども、恐れ入ります。例えば4,891万2,000円に対して、人件費というのはどれくらいの割合で積算されているのですかね。

●担当課（市民活動支援課）

お答えいたします。

人件費については〇〇円、このようなことで、1年間のうち、見込んでおります。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

ほかに質問がある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですかね。

では、続きまして、事務局のほうからお願いいたします。

●事務局

では、事務局から、この後の審査の流れ及びスケジュールについてご説明をさせていただきます。

今、14時16分になりますので、この後休憩を行いまして、その間に1団体目の応募団体でありますアンフィニさんに入ってくださいということになります。アンフィニさんについては、パソコンを使ったプレゼンテーションをするということになりますので、準備が終わりましたらプレゼンテーションを行ってくださいということになります。

1団体につき1時間ということになっておりまして、プレゼンテーションを30分、その後、委員さんによる一問一答での質疑ということになります。30分で質疑が終了する又は30分が終了した時点で、60分になった時点で、こちらの1団体目が終了します。その後、その団体さんに出て行っていただいて、また別の団体さんが入られて、また同様に1時間ということになります。

その後、これから採点票を配りますので、それぞれプレゼンテーション、質疑を

行いながら点数をつけていただくということになりますが、その後、二つを見比べたりとか、委員さんの中で討議、議論をしていただいて、こういうところがどうだったのですかみたいなどころでお話をいただいて 10 分間討議と採点の時間ということを予定しております。

その後、二つの審査票を事務局が回収しまして、その間に事務局として点数を集計しますので、その集計結果をもって、こちらの今回の審査が決定するということとなります。

その後、総合審査として、1 位であった団体について、どのような点がよかったかなどを皆さんの中で議論をしていただくというような形で進めさせていただければというふうに思います。

すみません。先ほどの回答に関して、1 点訂正をさせていただきます。

●担当課（市民活動支援課）

先ほど委員から、指定管理者側が掲げた目標を達成しているか否かということで、私は達成しておりませんという話をいたしました。別の指標と勘違いしてしまいまして、誤った回答をしてしまいました。施設が掲げた目標については、達成をしております。ただし、指定管理者が掲げた目標というのは、稼働率が 6.9% というような、そういった数値ですから、それを超えたということで達成しているということになっております。訂正させていただきます。

●事務局

このような形で審査を行っていただければと思っております。

●会長

では、応募団体の方に入室していただくという形でよろしいですかね。

●事務局

はい。では、トイレ等の休憩もあると思いますので、25 分になりましたら団体を呼びまして、その後、事務局のほうから、注意事項について読み上げさせていただいた後に、団体からのプレゼンテーションをお願いするという形にさせていただきます。

5 分間休憩をさせていただきます。

[休憩・申請団体入場]

●事務局

それでは、これからプレゼンテーションをお願いします。

プレゼンテーション審査における留意事項についてご説明させていただきます。

プレゼンテーションは、申請書類に基づきまして 60 分で行わせていただきます。団体からのプレゼンテーションについては、30 分以内でお願いします。開始後 25 分、30 分が経過した時点で、事務局がベルを鳴らします。2 回目のベルが鳴りましたら、プレゼンテーションを終了してください。

プレゼンテーションは、必ず団体の概要書、様式 4、事業計画書、様式 5 の 1 から 14、収支計算書、様式 6 の 1 から 6 の 3、財務状況等、その後の順番で行ってください

い。

プレゼンテーション審査における評価は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。事業計画書から逸脱したプレゼンテーションを行った場合、適正な審査ができなくなりますので、ご注意ください。

プレゼンテーション中、申請内容の詳細について説明する場合については、必ず資料中の対応するページ番号を委員にお伝えください。

質疑は 30 分で行います。指定管理者選定審査委員から申請書類、プレゼンテーションの内容について質疑を行いますので、申請団体が応答してください。質疑は一問一答で行いますので、簡潔に回答してください。質疑は、プレゼンテーション審査を開始してから 60 分が経過した時点又は委員会の質疑が終了した時点で終了するものとします。

それでは、プレゼンテーション審査を開始しますので、よろしくお願いいたします。

●株式会社アンフィニ

本日は貴重なお時間を頂戴し、誠にありがとうございます。これより、白井市西白井コミュニティプラザ指定管理者の業務内容についてご提案をさせていただきます。発表を担当する株式会社アンフィニの〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、事前にお配りしたファイルの 2 ページをご覧ください。

それでは 2 ページ、様式 4、団体の概要書についてご説明いたします。

弊社は、株式会社アンフィニと申します。設立は平成 14 年で、今年で 20 年目となる団体です。従業員数は 2,108 名おり、白井市内施設で勤務している職員は 99 名在籍しております。また、子育て支援事業を多く展開しているため、資格保有者は保育士、放課後認定支援員、教員免許を取得している者が多くおります。業務内容は、放課後子ども総合プランと呼ばれる学童保育所、子ども教室の企画運営や保育施設の企画運営等を行っております。

5 ページをご覧ください。

こちらは、弊社の会社案内を添付させていただいております。この白井市でも保育施設の運営を数多くさせていただいており、左上の直営保育園に記載してあります、ひなた保育園しろい、ひなた保育園フォルテ白井という認可保育園を 2 か所運営しております。

運営委託事業（保育園）に記載しているものとしては、白井聖仁会病院内の認可外保育施設と病児病後児保育室、船橋カントリークラブ内の認可外保育室、白井市からの受託事業である白井市送迎ステーションの 4 か所を運営しております。

右側に記載してあります運営委託業務（放課後事業）についてですが、白井市内で学童保育所を 5 校運営しております。詳細については、事業計画書で改めてご説明いたします。

ここから事業計画書の説明に移らせていただきます。事業計画書については、目の前のスライドを基に説明を進めさせていただきます。もしスライドが見つからない場合は、事前にお配りしたお手元のファイルの 9 ページから順にご覧ください。

それでは、9 ページからご説明いたします。市民の平等な利用確保及びサービス向上について、様式 5 の 1、管理運営の基本方針についてご説明させていただきます。

まず、施設を運営する上で、基本理念として四つ定めております。その 1、利用者

の目線に立った施設運営。その 2、施設価値を最大に高める運営。その 3、公正、公平、透明さに徹した業務運営。そして最後に、コンプライアンスに徹した施設運営管理です。

弊社は、地域住民のコミュニティ意識を醸成させるために、様々な年代層が利用できるコミュニティ施設を目指していきたくと考えております。その中で弊社が第一に行ってまいりたいのは、西白井コミュニティプラザの活性化と認知度を高めることです。認知度を高めるために、ホームページはもとより、Twitter、Instagram、Facebook 等の SNS の開設及び運用など、広報活動の充実を図ってまいります。

また、市民の平等な利用の確保のためのポイントとして、仕組みの公平さ、情報提供及び方法の公平さ、接遇の公平さ、このとおり三つ定めます。平等かつ公平な利用の確保は、公共施設の基本原則であり、根幹であると考えております。

次は、10 ページの説明に移ります。様式 5 の 2、市民サービスの向上方法についてです。

市民サービス向上のために、職員育成は重要だと考えております。サービスを提供する上で、より最適な内容で対応できるように、日々の職員育成や人的環境の整備をしっかりと行ってまいります。外部講師による研修については、専門性を高めるため、その道の専門家に講師を依頼しております。講師の一例としましては、スライド右手の講師について、NHK 教育テレビおかあさんといっしょ、ガラピコ忍者修業を監修している石井友光先生になります。詳細な研修計画については、後ほど改めてご説明いたします。

引き続き 10 ページ、市民サービスの向上方法についてご説明させていただきます。

利用者に対して良質なサービスを提供するためには、職員の意欲向上や職場内のコミュニケーションを豊かにすることが重要です。ひいては、それが職員のモチベーションアップにつながり、施設価値の向上のための新たな取組へつながると考えております。その新たな取組については、様式 5 の 5、様式 5 の 14 で改めてご説明いたします。

また、開催するイベントや行事については、PDCA サイクルを循環し、必ず実践後に振り返りを行い、改善、修正を行いながら、よりよいサービスが提供できるようにしてまいります。

次のページ、11 ページをご覧ください。様式 5 の 3、利用者ニーズの把握方法と対応についてです。

利用者や地域からの苦情や要望は、今後のよりよい運営をしていくためにとっても重要であると捉えています。直接職員に相談できる環境が一番であると考えておりますが、職員へ直接言えない場合も考えられるため、全ての利用者が声を上げやすい環境を整備します。環境整備として、利用者の要望把握、意見箱の設置、第三者委員の設置、苦情解決規定の体制を整えます。利用者の要望把握としては、アンケートを実施しますが、利用者である大人へのアンケートだけではなく、施設を利用している児童に対しても定期的に実施します。施設職員に直接要望を言えない場合も想定して、意見箱の設置だけではなく、インターネットを活用した窓口も設置します。アンケートや意見箱の導入により利用者の要望の把握を行った内容については、本部職員も交えて毎月運営委員会の会議を実施いたします。利用者から頂戴した意見については実現可能かを精査し、前向きに改善について検討してまいります。

また、第三者委員会を設定し、客観的な第三者の意見を取り入れてまいります。潜在化して表面に表れてこない利用者の声を吸い上げる役割を期待されるなど、苦

情解決規定の要を背負っている重大な存在で考えています。

次のページ、12 ページから 19 ページまでは、苦情解決規定を添付させていただいております。

時間に限りがございますので、20 ページの説明に移らせていただきます。20 ページ、様式 5 の 4、緊急時の対応についてです。

人命の保護を第一優先とし、各施設ごとにマニュアルを配備しています。緊急時の対応を明確化し、職員誰しものが対応できるように準備してまいります。防災及び防犯の取組については、マニュアルを基に事前の訓練や準備を徹底し、事故や犯罪の未然防止に努めてまいります。衛生管理については、新型コロナウイルス及びインフルエンザ対策等を徹底してまいります。子育て支援施設についてもそうですが、手指衛生及び次亜塩素酸ナトリウムを活用した備品等の消毒の重要性については十二分に理解しておりますので、コミュニティプラザも同様に徹底してまいります。

また、弊社では、白井市内の取引先である白井聖仁会病院に依頼し、職員に対して任意のPCR検査を実施しております。

実際に検査を実施した一例をお話しします。同居の家族が新型コロナウイルスに罹患しましたが、弊社所属職員は、最後まで陰性でありました。保健所からは外出の許可が出ましたが、任意のPCR検査を実施して陰性が分かってから仕事に復帰させております。新型コロナウイルス対策については、念には念を入れて対応してまいります。

次のページ、21 ページから 58 ページまでは、弊社で配備している各種マニュアルについて添付させていただいております。安全管理マニュアル、応急手当てについて、衛生管理マニュアル、嘔吐物処理マニュアルがございますので、後ほどご確認くださいませと幸いです。

時間に限りがございますので、59 ページの説明に移らせていただきます。様式 5 の 5、利用促進の方法についてです。

こちらの写真をご覧ください。これらの写真に収められている様子が、楽しそうな充実した雰囲気であることが読み取っていただけたと思います。これらの写真は、全て弊社が現在運営している施設での取組を写真に収めたものになります。

西白井コミュニティプラザは、児童から高齢者まで気軽に立ち寄れる場所になってもらいたいと考えております。しかし、現在は閑散として、なかなか活気がある施設とは言い難いのではないのでしょうか。弊社は今後、このような皆様が楽しめる充実した行事やイベントを積極的に開催し、地域住民の方々に施設の存在を印象づけてまいります。

なお、弊社は、新たな行事を行うだけではなく、もちろん今、西白井コミュニティプラザで行っているイベント、行事も継続し、現在施設を満足して利用している利用者様も大切にしております。ひいては、誰しものが気軽に立ち寄れる施設であること、この施設が地域にあってよかったと思える施設を目指してまいります。

次のページ、60 ページをご覧ください。様式 5 の 6、利用料金についてです。

利用料金については、標記のとおり現在と同じ額とさせていただきます。また、利用者からお預かりした利用料金については、白井市西白井コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例で定められているとおりに取扱いを行います。

また、潜在している利用者の利用率向上を目指し、指定管理収入については、毎年上昇するよう目標金額を設定しております。目標金額を設定した場合は、利用者からのアンケート結果を基に、施設の環境設定のため、何か還元ができればと考え

ております。

次のページ、61 ページをご覧ください。様式5の7、管理運営費の削減方法についてです。

基本的な考えをこのとおり定め、具体的な取組まで策定しております。利用者の意識向上としての取組の一例としましては、利用者にも施設の資源や物品を大切に使用していただけるよう意識喚起を行い、光熱水費及び消耗品費の削減に反映いたします。

また、弊社は、白井市内で子育て支援事業を行う事業者として、集中購買が可能な備品等は、数を一括にまとめて購入するなどの対応が可能です。そのような方法にて縮減を行うなど、スケールメリットを生かした経費の適切な削減を行ってまいります。

次のページ、62 ページをご覧ください。様式5の8、類似施設の運営実績についてです。

弊社では、11 年前より白井市内で多くの子育て支援事業の運営をさせていただいております。現在も白井第二小学校、白井第三小学校、桜台小学校、南山小学校、池の上小学校内で学童保育所を運営、また、白井市から受託している事業としては、学童保育所のほかにも小規模保育認可事業を2か所、病児病後児保育室を1か所、白井市幼稚園等送迎ステーション事業を受託させていただいており、白井市の子育て支援事業の実績が多くございます。

引き続き 62 ページの説明となります。白井市内で数多くの施設運営をさせていただいておりますが、西白井コミュニティプラザと同様の指定管理についても、しっかりとした運営実績がございます。千葉県佐倉市及び山武市で2件、埼玉県蓮田市、宮代町でも指定管理の運営をさせていただいております。

次のページ、63 ページをご覧ください。様式5の9、市内での市民活動実績とその活用についてです。

地域活性化を目的として、白井市内でこどもフェスタというイベントを2019年に実施いたしました。こちらの写真はイベントの様子です。白井市立桜台小学校の体育館にて、弊社で運営する学童支援員や保育士が無料模擬店を開き、多くの来場者をお迎えすることができました。新型コロナウイルスの影響で、2020年、2021年とともに開催見送りとなってしまいましたが、今後も白井市に根ざす子育て支援事業者として、地域に還元できる活動を行ってまいりたいと考えております。

引き続き、63 ページの説明となります。弊社は、白井市内で先ほどもご説明させていただきましたとおり、子育て支援事業に注力してまいりました。

また、弊社は、白井市根に事務所があり、西白井コミュニティプラザまで1.8キロの距離に有しております。施設緊急時に応援が必要な際にも、4分で駆けつけることが可能です。コミュニティセンターは緊急時の避難場所にもなることから、有事の際には、現場の職員や管理担当者だけではなく、会社全体で対応する必要があると考えております。

次のページ、64 ページをご覧ください。様式5の10、施設、設備の維持管理についてです。

このとおり、業務内容によって最適な事業者へ委託の予定となっております。委託を行う理由としては、仕様書で定められているとおりの管理業務を遂行するために免許又は専門的な知識を要する必要があるためです。

次のページ、65 ページをご覧ください。様式5の11、管理体制についてです。

採用に当たっては、現在勤務している職員の継続雇用を第一優先とし、欠員が発生した場合には、弊社職員の異動により対応いたします。弊社には白井市内施設で勤務する職員が現在 99 名おりますので、確実に人員を配置することが可能です。新規採用する場合においても、白井市内在住者を優先的に雇用し、地域雇用の活性化を図ります。

次のページ、66 ページをご覧ください。

管理体制として、このとおり組織図を定めます。組織図左手のサポート体制に記載している保育アドバイザーとプレーアドバイザーについてご説明させていただきます。

弊社が設置する保育アドバイザーは、弊社が運営している施設を巡回、訪問し、人的環境や物的環境に注目した助言、指導を行う役割を担っております。西白井コミュニティプラザには子ども室があるため、その環境設定についても、アドバイザーの助言を参考にいたします。

引き続き、プレーアドバイザーの説明をさせていただきます。組織図に記載したプレーアドバイザーについてです。弊社では、2015 年から独自の専門職として、プレーアドバイザー制度を導入しています。プレーアドバイザーは、弊社運営の各保育施設を訪問し、体操教室を実施しております。

なお、スライド右手にある新聞記事については、千葉県長生村で実施した、弊社プレーアドバイザーによる体操教室が、千葉日報及び長生村広報に取材していただいたものになります。西白井コミュニティプラザでも計画している体操教室についても、このプレーアドバイザーが担当し、実施する予定となっております。

次のページ、67 ページをご覧ください。

引き続き、管理体制についてです。弊社では、業務開始前、開始後、そして不定期で実施する研修をこの表のとおり計画しております。接遇マナー、個人情報、危機管理、緊急時や苦情対応、心肺蘇生、遊びの研修、発達障害への理解、パソコンソフトに関する内容など、各方面に富んだ研修を徹底して行ってまいります。

次のページ、68 ページをご覧ください。様式 5 の 12、個人情報の保護についてです。

弊社では、個人情報管理規定に基づき、個人情報の適切な管理に取り組んでいます。また、全ての職員は、入社時に個人情報管理規定を熟読し、規定の遵守はもとより、特に取り扱う個人情報の範囲、取扱い方法、遵守事項を明記した個人情報保護に関する誓約書を締結いたします。また、退職後においても情報漏えいがないように、秘密保持に関する誓約書を提出させています。個人情報の管理に当たっては、それを扱う職員の教育が最重要と考え、入社時及び定期的に研修を行っています。

また、弊社では、情報漏えいがないよう努めてまいります。万が一のことを考え、情報漏えいやサイバー攻撃に起因する賠償損害を補償する保険であるサイバープロテクターへの加入を計画しております。

次のページ、69 ページをご覧ください。様式 5 の 13、その他関係法令等についてです。

まず、関係法令についての基本的な考え方をお話しします。法令遵守についての対策として、コンプライアンス違反は動機、機会、正当化の三つの要素によって起こります。この三つの要素は、まとめて不正のトライアングルと呼ばれており、従業員に不正行為を働かせないためには、この不正のトライアングルを崩すための体制づくりや啓蒙活動が必要となります。コンプライアンスのリスクには、現場で起

きるレベルと、管理監督の不徹底によるリスクがあります。現場のみではなく、会社全体でコンプライアンスについて考え、指定管理者として健全な運営を実施してまいります。

引き続き、その他関係法令の遵守についてご説明させていただきます。白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者を受託するに当たり、労働基準法や労働安全衛生法及び雇用保険法等の法律の理解については、本社労務部による研修を行います。

また、西白井コミュニティプラザは、指定管理施設として地方自治法及び消防法、白井市条例並びに規則を遵守していく必要がございます。西白井コミュニティプラザで勤務する全職員が共通の認識を持って業務に取り組むことができるよう、職員会議等で定期的に各種法令の研修を行い、コンプライアンスに徹した施設運営管理を実施してまいります。

次のページ、70ページをご覧ください。様式5の14、特記事項についてです。

弊社は、西白井コミュニティプラザの施設価値を最大限に高めるために、新たなサービスを展開してまいります。1、子育て支援事業者としての提案。2、体験活動の導入。3、地域と連携した魅力ある施設づくり。4、市民の声を反映。この四つを大きな分野として注力してまいります。

地域に根ざした子育て支援事業者である私たちならではの取組をご説明させていただければと思います。

西白井コミュニティプラザには、調理室や子ども室というお部屋がございます。そこで、調理室を活用した弊社栄養士が行う離乳食の調理会や食育体験教室を実施したり、子ども室にて弊社保育職員が行う絵本の読み聞かせ会など、子供を育てる保護者に対して、子育て支援を積極的に行ってまいります。

また、弊社が運営する保育施設で現在行っております体操教室や英会話教室についても、学童児童も対象に含め開催していきたいと考えております。

併せて、弊社は現在行っている行事、イベントのさらなる発展についてもご提案させていただきます。弊社の実績としまして、非常に反響を得た事例について、一つお話しさせていただきます。

弊社の指定管理運営施設で昔から行っていたグラウンドゴルフ大会というものがございました。グラウンドゴルフ大会については、高齢者しか参加しておらず、地域の子供たちが参加するきっかけを見いだせずにおりました。そこで私たちは、グラウンドゴルフ大会をグループ対抗にして、それらのグループにそれぞれ子供たちを入れたところ、それぞれのグループの高齢者たちが子供たちにグラウンドゴルフを教えながら競い合い、幅広い年齢層が盛り上がりを見せる行事となりました。このように体験型の活動を多く取り入れ、利用者となる児童や大人の創造価値や体験価値が少しでも高められることを目標にしてまいります。

弊社では、地域と連携した魅力ある施設づくりについても力を入れてまいります。地域連携の目的については、講座、イベントへの多数の参加者を呼び込み、地域に根ざし、施設価値を最大化することです。具体的な地域連携の例としては、施設パンフレットやイベントのチラシ等の貼付を依頼したり、施設で実施する講座に講師として参加することで力を発揮していただくものです。また、ボランティアやインターンシップ等、多様な参加の仕方を促したり、単独では困難な規模のイベントを互いの強みを生かして共催で実施いたします。

その他にも、施設での実施講座等を出前講座として他施設及び地域で実施するこ

とを計画しております。

西白井コミュニティプラザが現在行っている地域連携を継続していくことはもちろん、今後、より一層関係性を深めていくことや、連携先の開拓も含め、地域推進等、地域の活性化に働きかけてまいります。

弊社は、市民の声によく耳を傾け、市民の声を反映し、市民が求めるコミュニティプラザを目指してまいります。そのために、コミュニティプラザの在り方について、市民を交えたワークショップを実施し、市民が求めるコミュニティプラザとなるように意見を定期的に直接ヒアリングいたします。

それでは次に、71 ページの様式 6 の 1、収支計画書の説明に入らせていただきます。

お手元資料の 71 ページをご覧ください。様式 6 の 1、収支計画書についてご説明いたします。

令和 4 年度の収支計画については、こちらにあるとおりです。人件費内訳は、73 ページ及び 74 ページに記載しておりますので、ご確認ください。

次は、75 ページをご覧ください。

令和 5 年度の収支計画については、こちらに記載のあるとおりです。人件費内訳は、77 及び 78 ページに記載しておりますので、ご確認ください。

各職員に設定している基本給は、毎年昇給をする設定となっており、昇給額については、白井市が定める会計年度任用職員の給与表を参考に昇給額を設定しております。

次は、79 ページをご覧ください。

令和 6 年度の収支計画については、こちらに記載のあるとおりです。人件費内訳は、81 ページ及び 82 ページに記載しておりますので、ご確認ください。

次に、財務状況の説明として、お手元資料 198 ページに移らせていただきます。198 ページから 200 ページの貸借対照表をご覧ください。

直近年度で見ると、流動比率〇〇%、当座比率〇〇%、総資本対自己資本比率〇〇%、固定比率〇〇%となっております。流動比率及び当座比率共に 120%程度あれば安全とされており、安全性を確保できている状況です。総資本対自己資本比率については、平成 30 年度、31 年度、令和 2 年度の 3 期とも、認可保育園及び本社等の固定資産を全て借入金によって購入したため、〇〇%となっております。固定比率については、一般的に 100%以下を目安とされておりますが、弊社では、固定資産となる認可保育園、本社等の建設があったため、高額な固定資産購入の初期段階であったことが理由です。

これに対し、借入金の返済が可能かどうかの指標で、固定長期適合率というものがございます。固定長期適合率が 100%を切れば健全とされている中、弊社はその数値が 63.8%となっております、安全性を確保できている状況です。

201 ページをご覧ください。

引き続き、損益計算書の説明に入ります。平成 31 年の営業利益がマイナスとなり、営業損失が出ている理由をご説明いたします。営業外収益に雑収入が含まれておりますが、平成 30 年度、平成 31 年度までは、保育園の運営費補助金等が雑収入、ここで言う営業外収益に計上していたため、営業損失として反映されております。

売上げについては、今年度を含めた過去 3 年間の売上げは順調に推移しております。現時点で、令和 4 年度以降も弊社が運営することが確定している事業が、30 の自治体、259 の施設の受託運営となるため、令和 4 年度以降も、財政基盤はより一層

安定していく見込みとなっております。

以上が弊社の提案となります。指定管理者の創意工夫を重ねながら、市民が本当に求めるコミュニティプラザをつくり上げてまいります。どうか私たちに格別のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ご清聴いただき、誠にありがとうございました。

●**会長**

ご報告いただき、ありがとうございます。

では、早速、質疑のほうに入っていきたいと思います。委員の皆様からご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

〇〇委員、お願いします。

●**〇〇委員**

委員の〇〇と申します。今日はありがとうございました。

一つ質問させてください。御社は、学童保育等、子供さんの事業に今まで十二分に力を発揮していた関係で、この西白井コミュニティプラザの提案書も、力の入れ具合がお子さんを中心になっていると思うのですけれども、お子さん以外の方には具体的な提案が少なかったようにも思うのですけれども、その辺、少々、具体的な提案がもしあれば、お教えください。

●**株式会社アンフィニ**

ありがとうございます。

私たちは今、西白井コミュニティプラザを使用させていただく機会がすごく多いのですけれども、まず、大人の姿はすごく見えるのですが、お子さん連れの方だったり、子供たちの姿が見えないというところから、今回の提案でも子供に対する、お子様を育てるお母様に対する提案を多く盛り込ませていただきました。

しかし、平等な利用の確保というものは根底にあるため、英会話教室等についても、全年齢を対象にしたものを行いましたり、あと、ヨガ教室等についても、全年齢を対象にしたヨガ教室等も行っていきたいと考えております。

●**〇〇委員**

分かりました。ありがとうございます。

●**会長**

ありがとうございます。

ほかに質問等ございますでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

●**〇〇委員**

11 ページの利用者ニーズの把握方法と対応についてのところで、第三者委員の設置とありますが、この第三者委員というのは、どのように選定されるのでしょうか。

●**株式会社アンフィニ**

ありがとうございます。

第三者委員の選定につきましては、弊社と全く関わりのない方をお願いしたいと考えておりますので、地域の民生委員の方をお願いできればと考えております。

●〇〇委員

このような第三者委員の設置というのは、ほかの事業でも実績があるのですか。

●株式会社アンフィニ

はい。先ほどご説明させていただきましたとおり、白井市で認可外保育園と認可保育園の運営をさせていただいております。その3園についても、全て第三者委員を民生委員様にお願いさせていただいている次第でございます。

●会長

ありがとうございます。
ほかに質問等ございますでしょうか。
〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

アンフィニさんの中で、例えば21ページ、独自に安全管理マニュアルとか、あとはコンプライアンスにもとても気を配っていらっしゃるということでお聞きしました。それが徹底されているかとか、いわゆるつくるだけじゃなくて、例えば定期的に、1年後にちゃんとやっているかとか、そういったところのチェックですか。そういったところって、どのような形でやっていらっしゃるのかなと思っています。

●株式会社アンフィニ

ありがとうございます。

現在、保育施設については、県の監査と市の監査が入るのですけれど、その監査以外にも、社内で模擬監査といって、役職者が訪問して随時チェックをしております。

●〇〇委員

役職者ということは、自社のですか。

●株式会社アンフィニ

そうですね。弊社の中で設定しております。

●〇〇委員

ありがとうございます。

●会長

ほかに質問等ございますでしょうか。
〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

御社は、従業員さんに対しての十二分な研修をうたっていらっしゃいますけれど

も、具体的にその研修をされる時間というのは、就業時間外、いわゆる残業扱いにするのか、業務をやりながら研修されるのか、どんなイメージで人件費のところはカウントされているのですか。

●株式会社アンフィニ

ありがとうございます。

研修については、基本的に全て給与が発生する勤務扱いの時間で実施させていただいております。ただ、今回も仕様について、常時 2 名配置というところが決まっておりますので、研修を受ける際には、研修を抜けても問題がないような配置で人員を設定してまいります。

●〇〇委員

そうすると、残業ではなくて、時間内で人員を増やすことによって研修を行う。

●株式会社アンフィニ

はい。研修時間中に代替えの職員を充てて、抜けても問題がないような体制で研修を実施しています。

●〇〇委員

ということは、一斉の研修は行えないということですか。

●株式会社アンフィニ

西白井コミュニティプラザの中だけでできる研修については、職員会議等で行っていくのですが、弊社、白井市内で合同で行っている研修等がございますので、合同で行っている研修については、西白井コミュニティプラザの職員の一部が抜けて受講して、受けた受講内容を施設に持って帰って落とし込みを行っているような形で研修を行っております。

●〇〇委員

ありがとうございました。

●会長

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

類似施設の運営実績なのですが、児童関係、保育関係とかが非常に多いのですが、施設の貸し館的な、そういう実績とかというのは、これまでにはあるのですか。

●株式会社アンフィニ

申し訳ございません。弊社、子育て支援施設の実績となっておりますので、全くコミュニティセンター、コミュニティプラザの実績は、弊社としてはございません。

●〇〇委員

これと全く同じようなものというのはないということですか。

●株式会社アンフィニ

全く同じようなものはございません。

●〇〇委員

佐倉の老幼の館というのは、これは違うのですか。

●株式会社アンフィニ

老幼の館は、老幼の館の中に児童館と学童クラブが併設されているような施設になっておりまして、やはり子育て支援施設というのが強いかと思います。

●〇〇委員

そうしますと、これまで全く同じような施設の実績はないのですけれども、それに関して、十分だよというような何か提案といたしますか、アピールってありますか。

●株式会社アンフィニ

全年齢ではないのですけれども、佐倉老幼の館でも、周辺の老人ホームの、先ほどグラウンドゴルフのご説明をさせていただいたものは、佐倉老幼の館の中で高齢者様がイベントを行うものがございまして、そこで佐倉老幼の館の中で、老幼の館を使う児童さんと周辺に住む高齢者様との関わりを深めようという意味合いでイベントを実施した実績はあるのですけれども、今回のようなコミュニティプラザの指定管理の実績はないので。

●〇〇委員

そうすると、ちょっと嫌な質問かもしれないのですけれども、苦情処理の規定とかいろいろ設けてあるのですが、これは規定が26年からなので、かなり年数、ほかのところでやっていると思うのですけれども、公民館的な、そういう施設の使い方に関して、一般の自治会とか、そういった一般の方のクレーム処理とかというのも、今のところ。類似なものはあるのですか。

●株式会社アンフィニ

類似なものは、児童館というのは、先ほど子ども室のご提案をさせていただいたのですけれども、児童館についても、周辺の地域に住んでいる子育て世帯が立ち寄れる施設となっております。そこでクレームを頂いたのが、なかなか立ち寄れる雰囲気ではないということでご意見を頂いたり等した経験がございましたので、ポスターを周辺の幼稚園ですとか小学校に配布をして、児童館に立ち寄ってくださいねというアピールをしたりですとか、そういったところは、今回の指定管理についても十分ノウハウは生かせると思っておりますので、そういった経験を生かしてまいりたいと思い、今回提案させていただきました。

●〇〇委員

ありがとうございます。

●会長

その他、質問ございますでしょうか。
はい、どうぞ。

●〇〇委員

非常に説明の中身は分かりやすくよかったと思うのですが、一番最初の、今回アンフィニさんがこの施設の管理運営に応募したというそもそも論というのをちょっと聞かせてもらいたいです。

なぜかといいますと、子育て施設、放課後子ども教室もそうですし、学童もそうですし、もともとは子供福祉に関するものというのは、学校の近く、なるべく学校から子供さんが離れない状況で、何とか安全を確保していこうという、そういった目的があって拡張した事業だと思うのですが、今回は、いわゆる貸し館業務、公民館的な要素が多いですね。その中で、一番最初の〇〇委員じゃないですが、提案がどちらかというと子供さん向けのものに対して重きがおかれていて、要は、公民館的なものをそういうふうにしていきたいのか、そうじゃなくて、たまたま今回の説明の中で、そういう子供さん向けのもが多くなってしまったのか、そのそもそもの応募のきっかけみたいなものをお聞かせ願えれば。

●株式会社アンフィニ

ありがとうございます。

まずは第一として、白井全体を活性化したいという思いが第一にあります。子育て支援事業を行う中で、白井市は、特に東京都に出勤される保護者様がすごく多いと思っています。やはり子育てをしながら白井市に住んでよかったと思えるように、少し大きい目標にはなってしまうのですが、ひいては私たち全ての事業を通して、白井市に住んでよかった、白井市にもっとこれからも住みたいと思っただけのような事業をしてまいりたいと考えています。

今回の提案についても、少し子供たち、保護者に対しての色が強く出てしまったとは思いますが、基本的に指定管理は、公平、公正に運営をしていくことが大前提だと思っておりますので、今回の提案は少し色濃く出てしまったのですが、全ての年齢層に対して魅力ある運営というものを心がけていきたいと考えております。

●会長

ほかに質問ございますでしょうか。
お願いします。

●〇〇委員

72 ページのその他の管理費、1、管理費というところなのですが、管理費ということでざっくり入っているのですが、これ、具体的にはどんなイメージですか。

●株式会社アンフィニ

具体的に関しましては、給与計算、給与処理等を行っている本部の間接経費と、

あと、支店に所属している管理担当者の経費になっております。それから、ここの管理費の中には、求人採用費等も全て含まれているような形になっております。

●〇〇委員

もう一度お願いしたいのですが。

●株式会社アンフィニ

本社経費と。

●〇〇委員

本社の人件費も入っているのですね。

●株式会社アンフィニ

そうです。本社の人件費も入っております。

●〇〇委員

外注ということですね、いわゆる。コミュニティプラザから見て、その中の人員だけでなく。

●株式会社アンフィニ

そうなりますね。

●〇〇委員

税理士さんとかのイメージと同じですけども、本社の。

●株式会社アンフィニ

はい、本社の職員の経費、本社経費も入って。

●〇〇委員

経費はどれくらい見込んでいるのですか。

●株式会社アンフィニ

本社経費は、およそ 5%になっております。管理費の 5%になっております。全ての売上げに対して、基本的に本社経費は〇〇%になっています。

●〇〇委員

売上げの 5%。

●株式会社アンフィニ

はい。

●〇〇委員

この予算に対しての見込額は、どういう内訳になっているのですか。

●株式会社アンフィニ

予算に対して。

●〇〇委員

〇〇と書いてある、この。

●株式会社アンフィニ

はい。

●〇〇委員

大体ざっくりでもいいのですけれども、細かい内訳が知りたいのですけれども。

●株式会社アンフィニ

細かく言うと、月額〇〇円になっているかと思imasuので。

●〇〇委員

それは何ですか。

●株式会社アンフィニ

その中に、求人採用費と白井支店経費と本社経費が入っています。

●〇〇委員

求人採用費というのは、どれくらい入っているのですか。

●株式会社アンフィニ

そこについては、実質欠員が生じるかどうかは、今の。

●〇〇委員

もちろんそれはあくまでも見込額なので、おおよそどれくらい入れているのですかということです。

●株式会社アンフィニ

おおよそについては、本社経費を〇〇円程度で考えていて、白井支店経費の中に求人採用費を入れて〇〇円程度で考えております。

●〇〇委員

これって、本社経費というのは、この3年間の中で下回ることはないのでしょうかけれども、上回ったりする、その都度、売上げの〇〇%が〇〇%になっていたりとか、〇〇%になっていたりとか、そういうこと。

●株式会社アンフィニ

それは特にございませぬ。

●〇〇委員

3年間の契約で〇〇%を見込んでいる。

●株式会社アンフィニ

はい。

●会長

よろしいですか、〇〇委員。

●〇〇委員

ありがとうございます。

●会長

では、〇〇委員お願いします。

●〇〇委員

プレゼンの最後のほうに説明していただいたところで、ページ数で言うと、様式12、198ページですね。一応ここに3年分のバランスシートの数字がぱっと載っていると思うのですね。ちょっと気になったのが、流動資産のところ、上から四つ目に短期貸付金〇〇円とあって、それが3年間ずっと同じ額ということは、貸し付けた額について回収がされていなく、そのままになっていると思われるのですね。

これは何なのかなと思って、177ページの勘定科目内訳書のほうをちょっと見させてもらいました。そこに貸し付けた先の名前が書いてあって、蛭田さんというのですかね。一応名前が書いてあるのですけれども、何かのご事情があって貸付けをされたのだと思うのですが、その貸付けをされた経緯というか、そもそも何で貸し付けているのかなというところだけ、ちょっと素朴に疑問があったので、教えてください。

●株式会社アンフィニ

ここに名前が出ている蛭田についてなのですが、弊社、17期、平成30年度、平成29年11月1日から平成30年10月31日までを平成30年度で記載しているのですけれども、平成30年度までは、派遣事業が弊社の中に入っておりました。平成31年度から、派遣事業のものをアンフィニ福島という、分社化させていただいて、この蛭田については、アンフィニ福島の代表取締役となっております。

●〇〇委員

じゃ、同じ系列ということですか。

●株式会社アンフィニ

はい。

●〇〇委員

いずれかは戻ってくるであろうというふうにとってよろしいですかね。

●株式会社アンフィニ

そうですね。はい。

●〇〇委員

あと、もう一つだけ。本当にざっくばらんにお話しただけであればと思うのですが、アンフィニさんの社風というか、私ここ好きなのだけどとか、そういったところを一つだけ挙げるとしたら、どういったところになりますか。

●株式会社アンフィニ

個人的については、子供たちにとっていい、利用者さんにとっていいと思うことがあれば、年齢、経歴関係なく取り入れてくれるというところがすごくいい社風だと思っているので、若い風というか、私も部下からもらうアドバイスだったり意見等はとても勉強になるので、私の上司も、楽しそうだねと思うことは全て取り入れてくれるので、そこがとてもいいと思っています。

●〇〇委員

じゃ、社長さん、代表の方も、そういった感じの方なのですかね。

●株式会社アンフィニ

そうです。

●〇〇委員

ありがとうございます。

●〇〇委員

私からもちょっと質問があるのですが、先ほど管理費の話が出たのですが、そこを私ももうちょっとお伺いしたくて、先ほど本部経費とか求人採用費、支店経費などが入るとのお話だったので、そこで金額が13万3,333円という話があったと思うのですが、そうすると、これ金額だと管理費160万円になるので、残りってどういうふうになっているのですかね。

●株式会社アンフィニ

大変申し訳ありません。もう一度よろしいですか。

●会長

大略としては、管理費の内容がもうちょっと分かるようにご説明いただきたいというだけなので、すけれども。

●株式会社アンフィニ

管理費の内容については、支店経費であれば、支店の事務所の光熱水費、家賃。

●〇〇委員

すみません。金額と一緒にお願いしてもいいですか。

●株式会社アンフィニ

大変申し訳ありません。そこまでちょっと細かく算出ができていないというところが。大変申し訳ありません。

●〇〇委員

じゃ、角度を変えてご質問させていただきたいのですけれども、59 ページの辺りの利用促進の方法なんかのところ、自主事業をいろいろやられるという計画をされていると。これ、すごくすばらしいと思うのですけれども、これって、コストとか人員ってどういうふうに確保される予定なのでしょうか。

●株式会社アンフィニ

ありがとうございます。

基本的に〇〇や〇〇や弊社で勤務している職員は、今ここで勤務している給与、勤務時間の中でできると考えておりますので、ここから外注というか別でかかる人件費は、特になく考えております。

●〇〇委員

では、本部から人をよこしてもらって、費用についてもそちらで給与をもらっているのだというようなことを考えていると。

●株式会社アンフィニ

はい。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

その他、皆さんご質問等ございますでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

またページ数から申し上げます。201 ページ、一番最後ですね。損益計算書の3期分がここに記載されていると思います。先ほどご説明があったかもしれないのですけれども、重複していたら申し訳ありません。平成31年度から令和2年に変わるに当たって〇〇円くらい売上げが増収という形になっていると思います。それに比例して、利益のほうも増益という形になっていると思うのですが、これがすごく上がっているなというところの要因というのですか、ちょっと挙げていただけたら教えていただきたいなと思います。

●株式会社アンフィニ

ありがとうございます。

19期については、先ほどご説明させていただきましたとおり、保育園の補助金が売上げで計上される形になりました。17期、平成30年度、平成31年度については雑収入で入っていたものが、売上高に入るようになりました。それから、令和2年度については、大幅に売上げが損益分岐を超えてきたため、増収しております。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

もしこれでアンフィニさんに決まった場合なのですが、管理責任者事務職員の正規の常勤の正職員というのは、誰が当たる予定とか、そういうのはもう決まっていますか。できれば、大体の年齢層でもいいのですけれども、教えていただきたいと思います。

●株式会社アンフィニ

ありがとうございます。

まず、先ほどご提案でもさせていただいたとおり、まず第一は継続雇用、今働いている方々の継続雇用ができるかどうかを面談させていただいて意向調査をしてまいります。意向調査をさせていただいた後、うちに転籍を希望されない方がおりましたら、弊社の所属の職員から、異動を希望する職員がいるかどうかのヒアリングをしてまいります。現段階で弊社の職員の異動のヒアリングをなぜしていないかという、やはり今、意向調査をして継続雇用を、転籍するとなると、空き枠が生じてこないため、そこについては、現職員の不安をあおる形になってしまうと思うので、今勤務している方々が転籍できるかどうかの面談を行った後に検討してまいります。

●〇〇委員

ということは、管理責任者も今の方に打診をしてという感じですか。

●株式会社アンフィニ

そうですね。まずは、そう考えております。

●〇〇委員

分かりました。

あと、もう1点よろしいですか。

緊急時の対応についてなのですが、夜間の職員さんというか、いらっしゃる方を外注されるようなのですが、その場合の、その方に対しての対応とか、そういった研修というものは、どうお考えでしょうか。

●株式会社アンフィニ

ありがとうございます。

やはり夜間の方についても同様に、全ての職員が同じ対応ができるようにしていく必要があるため、研修等もしっかりと、その分、今シルバー人材センター様をお願いする予定なので、その分の外注費をしっかりとお支払いさせていただいた後に、研修にも参加していただきたいと考えております。

●会長

ほかに質問ございますでしょうか。
お願いします。

●〇〇委員

では、私からまた1点お伺いしたいのですけれども、直近3年度の損益計算、貸借対照表を載せていただいていると思うのですが、直近だとほぼないのですけれども、平成30年度のほうですと、雑損失が結構な金額で出ているのですけれども、こちらの内訳は何でしょうか。

●株式会社アンフィニ

大変申し訳ありません。勉強不足で、少し回答ができかねます。

●〇〇委員

雑収入のほうも大きいのですけれども、こちらは、基本的には補助金ということよろしいですか。

●株式会社アンフィニ

そうですね。先ほどご説明させていただきましたとおり、平成30年、平成31年度は、保育園の補助金が雑収入に入っているため、その金額が大きく出ています。令和2年度からは、売上げのほうに計上させていただいております。

●〇〇委員

令和2年度から売上げのほうに計上ですね。

●株式会社アンフィニ

はい。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

ほかに質問ございますでしょうか。
お願いします。

●〇〇委員

先ほど、人員については、社内からまず転籍ということをお考えだとおっしゃっていたのですけれども、人件費の予算が出ているので、例えば管理責任者の人の月給〇〇円とかってあるじゃないですか。そうすると、そのレベルの人に声をかけるという。

●株式会社アンフィニ

どちらかというと、しっかり管理責任者が務まるようなお人柄にお声がけをさせ

ていただいて。

●〇〇委員
ですよね。

●株式会社アンフィニ
はい。

●〇〇委員
そうすると、お給料との差額が出てくるのではないかと思うのですけれども。

●株式会社アンフィニ
はい。

●〇〇委員
その点は。

●株式会社アンフィニ
その点についても、給与額の提示をさせていただいて、そこにご納得いただける職員の転籍で検討してまいります。

●〇〇委員
そうですか。分かりました。
あと、もう 1 点なのですけれども、御社は、グループ会社として各社いろいろお持ちのようなのですけれども、このコミュニティプラザの指定管理者を取った場合の賃金の上昇、賃上げのレベルというのは、ほかのグループ会社と統一なのですか。それとも、その都度、その法人ごとにとするか、そのグループ会社ごとにとする判断でやられるおつもりなのですか。

●株式会社アンフィニ
自治体によって、それぞれやはり上がり幅が違いますので、白井市様については、白井市の会計年度任用職員様の給与額の上昇率に合わせて設定しております。

●〇〇委員
そのとおり断行するという事は、〇〇ということなのですか。

●株式会社アンフィニ
そのようにしております。

●〇〇委員
分かりました。ありがとうございます。

●会長
ありがとうございます。

ほかに質問等ございますでしょうか。

●〇〇委員

では、1点よろしいですか。

前任の指定管理者の方が今はいらっしゃる状態なのですが、例えば、これからアンフィニさんが指定管理者になるとした場合に、前任の指定管理者の方がやっていたような自主事業みたいなものがあった場合に、そういうのを引き継ぐ予定というのはございますか。

●株式会社アンフィニ

基本的には、今それを楽しみにしている利用者様がいらっしゃると思うので、継続して行いながら、また新規の事業も追加で行っていく計画となっております。

●会長

ありがとうございます。

ほかに質問はよろしいですかね。

●事務局

それでは、以上でプレゼンテーション審査を終了いたします。どうもありがとうございました。

●株式会社アンフィニ

ありがとうございました。

[休憩・申請団体退出・入場]

●事務局

それでは、これからプレゼンテーション審査を行います。

プレゼンテーション審査における留意事項についてご説明させていただきます。

プレゼンテーションは30分以内で行ってください。開始後25分、30分が経過した時点で事務局がベルを鳴らします。2回目のベルが鳴りましたら、プレゼンテーションを終了してください。

プレゼンテーションは必ず団体の概要書、様式4、事業計画書、様式5の1から5の14、収支計算書、様式6の1から6の3、財務状況等についての順番で行ってください。

プレゼンテーション審査における評価は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。事業計画書等から逸脱したプレゼンテーションを行った場合、審査が適正にできなくなりますので、ご注意ください。

プレゼンテーション中、申請内容の詳細について説明する場合は、必ず資料中の対応するページ番号を委員にお伝えください。

質疑は残りの時間で行います。指定管理者選定審査委員から、申請内容、プレゼンテーションの内容について質疑を行いますので、申請団体が応答してください。質疑は一問一答で行いますので、簡潔に回答してください。質疑はプレゼンテーション審査を開始してから60分が経過した時点又は委員会の質疑が終了した時点で終

いたします。

それでは、プレゼンテーション審査を開始します。始めてください。

●NPO法人まちづくり西白井

初めまして。本日は、このようなプレゼンの機会を頂きまして、ありがとうございます。私は、NPO法人まちづくり西白井の理事長をしております〇〇下と申します。

●NPO法人まちづくり西白井

監事しております〇〇と申します。よろしく申し上げます。

●NPO法人まちづくり西白井

コミュニティプラザの館長をしております〇〇と申します。よろしくお願いたします。

●NPO法人まちづくり西白井

それでは、我々NPOがご提案させていただきます令和4年度から3か年の西白井コミュニティプラザの運営についてのプレゼンテーションをさせていただきます。これ以降の説明で、西白井コミュニティプラザの略称でコミプラというふうに呼称で呼ばせていただきますが、ご了承ください。

それでは、まず2ページ目になります。

2ページ目につきましては、団体の概要になります。団体の概要ですが、我々まちづくり西白井は、西白井地区住民有志が立ち上げたNPO法人になります。設立は2018年1月26日になります。活動分野としましては、業務内容にも記載させていただいているとおり、まちづくりの推進、それから災害救助、地域の安全、子供たちの健全育成とそれに関わる連絡、助言、援助といった活動しております。現在は、西白井地区を中心に活動しておりますが、将来的には白井市全体、そして千葉ニュータウン地区の繁栄にも寄与していきたいというふうに考えております。

会員数は現在17名で、内、理事が6名、監事が1名という形です。有資格者に関しましては、甲種防火管理者、防災管理者、日商簿記2級・3級、調理師、ファイナンシャルプランナー、第一種衛生管理者、テクニカルエンジニア、それから情報セキュリティスペシャリスト、MOSスペシャリスト、あと、ここに書き添えてなかったのですが、保育士の資格を持っている者がおります。

コミプラの現指定管理者でもあり、4名の従業員と共に、日夜このコミプラの運営に努力を重ねてきております。ハード面では他のセンターよりも小規模ですが、そのアットホームさを生かして、我々はソフト面の充実を図ってまいりました。

特に、どのセンターよりも館内Wi-Fiというのを早くに導入し、その時点では当時の利用者から大変喜ばれまして、コロナ禍のテレワークについても、一翼を担ったというふうに考えております。

3ページから9ページのところに参ります。

当NPO法人をよりよくご理解していただくために、3ページから9ページにつきましては、当法人の中期計画を抜粋版としてつけさせていただきます。

4ページにありますとおり、我々法人の最終的目標は、企業理念でもあります、変化に対応して進化できるまちづくりになっております。これに向かって当法人の中

期計画が組まれており、当法人の役員がそれぞれの目標を主管する形で活動を推進しております。

また、6 ページをご覧ください。

NPO法人まちづくり西白井のマインド、それから 9 ページには、2021 年度の行動指針という形でセットさせていただいております。これらは常に自分の周りへの感謝の気持ちを忘れないようにということで、当法人に携わる人のバイブルとしております。

次に、事業計画になります。10 ページをご覧ください。

こちらが来年度から 3 か年度の事業計画になります。引き続きコミプラの運営に携わらせていただけるのであれば、健全な運営に尽力をすることは当然のこととして、最終的に 3 年後の目指す姿をここに書かせていただいております。コミプラの運営を通じて、白井市民のシビックプライドを醸成しつつ、元気、感動、つながりをテーマにコミプラの運営を推進し、さらなる楽園、サードプレイス、心地よく、また来たくなる場所を目指します。

また、アナログとデジタルの融合を図り、誰一人取り残さないコミュニティの創造に寄与してまいります。こちらに関しましては、白井市第 5 次総合計画にリンクしており、戦略でもあります、若い世代の定住プロジェクト、みどり活用プロジェクト、拠点創造のプロジェクトに寄与できる土台づくりに貢献してまいります。

その下に、年度ごとの管理運営方針がございます。令和 4 年度におきましては、市民サービスのコミュニティ化を防ぐために、ソフト面の充実を図ってまいります。コミプラ職員のコンシェルジュ化、市民の居場所づくり、民生委員及び保育士によるお悩み相談窓口の継続及び推進をしてまいります。

特に、この中で、市民の居場所づくりを強力に推し進めるために、NPOの主たる事業費の中からコミプラ事業に投資を計画しております。もちろん、市との協議は必要になりますが、市民のために、また新たなコミュニティのために必要不可欠というふうに我々は考えております。この内容につきましては、この後のページでご説明をさせていただきます。

次に、令和 5 年度になります。個人と集合体のつながりをコーディネートし、コミプラファミリーの拡大を図ってまいりたいと考えております。特に、関連団体とのコンタクトを強化し、意見交換をすることによって、白井市行政計画指針に基づく第 2 次まち・ひと・しごとの創生総合戦略に寄与していきたいというふうに考えております。また、市の戦略に関与することで、新しいコミプラの位置づけや在り方も模索していきたいというふうに考えております。

次に、令和 6 年度になります。シビックプライドの醸成を推進するために、助け合いの傍観者ではなく、助け合いの当事者になっていただけるように、コミュニティの形成を図ってまいりたいというふうに考えております。特に、地域に合ったSDGsの目標を掲げ、持続可能な循環共生型地域づくりに貢献してまいりたいというふうに考えています。こちらのほうも、第 5 次白井総合計画、ときめきとみどりあふれる快活都市にリンクしてまいりたいというふうに考えております。

次に、11 ページに参ります。市民サービスの向上方法についてです。

どんなときもつながる、つなぐをテーマにサービス向上を目指します。市が策定する白井市地域福祉計画との連携はもちろんのこと、利用者団体の意見、意見交換、各関連団体との情報共有等を実施し、相乗効果を最大限にする仕組みを創生して、市民サービスの向上を図っていきたいというふうに考えています。

次に、12 ページに参ります。利用者ニーズの把握方法と対応についてです。

こちらにも書かせていただいておりますが、利用者ニーズの収集方法と分析方法を用いてそれらを分類し、点数づけの高いものから可及的速やかに実行に移してまいりたいというふうに考えています。また、それらの中には、苦情というものもあると想定しておりますので、それらについては、13 ページから 15 ページにあります苦情対応要領に従って対応してまいります。

次に、16 ページに参ります。緊急時対応についてです。

冒頭に書かせていただいている図が、連携のイメージ図になります。当然のことながら人命を第一優先と捉え、緊急時手順に従って、市と連携を対応し、緊急連絡網にて全役員に情報が連携されるようになっております。緊急事態手順及び緊急連絡網は 17 ページから 25 ページのとおりです。

また、全役員は西白井地区に在住しており、緊急時近隣にいる場合については、現場に駆けつけて緊急事態に対応することを想定しております。近隣にいない場合においても、SNS、LINE、Zoom、Facebook といった SNS を使用しまして連絡を取り合い、緊急時の対応を実行してまいります。

26 ページから 28 ページは、保険についてです。業務仕様書にありますとおり、公民館保険等に参加いたします。

では、29 ページに参ります。利用促進の方法についてです。

こちらにも書かせていただいているとおり、六つの施策を展開し、利用促進につなげてまいります。その中の一つの施策として、市内で活動されている団体の情報、活動内容ですとか団体の構成、会費、活動写真等を取りまとめてコミプラのウェブサイトに掲載いたします。また、仲間募集というところから団体発足までのご支援をさせていただきたいというふうに考えております。例えば、Aさんはプログラミングに興味があり、サークル活動で技能を習得したいと思っていました。Bさんはソフトウェア会社に勤めていて、それを教える場がないかとコミプラ職員に相談していたと。このような状況下では二人の接点はありませんが、コミプラ職員がお互いをつなぐことによって新たなコミュニティが生まれるというふうに考えております。

また、デジタル世代に向けて、SNSをフル活用してコミプラの魅力を積極的にアピールしていきます。Instagram、Twitter、Facebook、YouTube 等々、SNS文化が浸透している年代層に向けて発信し、更新をタイムリーにすることにより、利用促進につなげてまいります。

追加支援策として、自主事業実施による施設アピールも計画しております。この部分につきましては、この後の説明で補足させていただきます。

次に、30 ページに参ります。

30 ページのとおり、市が設定しております上限金額で設定させていただいております。

31 ページに参ります。管理運営経費の削減方法についてです。

ここに四つの施策を書かせていただいております。

一つ目は、管理業務の一部を専門業者に委託することを想定しておりますので、委託する際は市内の業者を中心として複数の見積りを取得した上、金額面、サービス面、作業実績等を鑑みて最適な業者を選定し、委託契約を結んでいきたいというふうに考えております。

二つ目としましては、コミプラ職員、利用者を含めて、無駄な光熱費の削減活動を展開してまいります。

3 点目としましては、コミプラファミリーお助け隊というボランティアを募集して、コミプラ経費の削減につなげます。コロナ禍が収まった後ですが、実益とイベントを絡めた施策を計画しております。例えば、コミプラ内の雑草抜きプラスカレー料理大会ですとか、年末の大掃除プラス餅つき大会ですとか、このようなイベントと実益を兼ねたものを計画したいというふうに考えております。

4 点目として、アイデアを駆使して法人内の会計処理、決算処理、労務管理等々を実施していきます。全体経費を抑制するために士業への委託は行わず、業務を法人内で完結させていきます。この点につきましては、社労士様による労働審査ですとか、市のモニタリングを受審した際に評価を頂いております。

32 ページに参ります。類似施設の運用実績についてです。

まさに今回、ご審査いただいているコミプラの運営をさせていただいております。コロナ禍に見舞われながらも、着実に施設の可動率は向上してきております。また、地域住民並びに市民活動団体からも認知度が上がりまして、活動拠点をコミプラに移される団体も増加してきております。この 2 年間、コミプラを運営させていただいた中でトピックス的な四つを書かせていただいておりますが、全てが感慨深いものです。その中でも特に、自習室の創設については、コミプラ職員全員が涙する経験をさせていただきました。

また、自主事業、イベントを開催する予算は、コミプラ指定管理者の予算に組み込まれておりませんが、当法人の主たる予算から何とか捻出した財源を基に、幾つものイベントを開催してきております。そして、民生委員、保育士がコミプラにいることにより、今まで敷居が高いと感じられていた方々からも気軽に相談できる体制を整えることができたということは、我々の誇りになっております。

33 ページに参ります。市内での市民活動実績についてです。

主として、ここに書かせていただいている四つのことを実行してきております。清掃活動では、NPO 法人が西白井地区全体の清掃活動をしているということが地域的に認知されてきており、行き交う住民の方々からは、ねぎらいの言葉を頂けるようになりました。今後は、単純なごみ拾いではなく、IT を用いてごみ収集情報をシェアし、地域住民の方々も間接的に参画していただくような仕組みを計画していきたいというふうに考えております。

また、子供たちを見守る活動においては、法人設立当初から千葉県交通安全推進隊に加入し、通学時に西白井 2 丁目交差点において地域の子供たちの安全を推進してまいりました。その効果として、今まで挨拶をしてくれなかった子供たちが、季節が移り変わるにつれて自ら、おはようと挨拶をしてくれるようにまでなったことについては、とても感慨深いものです。

地域連携という意味では、まちづくり協議会準備委員会に参画させていただくことにより、企業理念でもあります、変化に対応して進化できるまちづくりを実現していきたいというふうに考えております。

34 ページに参ります。施設、設備、維持管理についてです。

34 ページの下のほうにフローチャートがありますが、それに基づいて業務仕様にあるとおりの管理業務を主体的な部分と委託する部分に分けて総合的に管理してまいります。施設備品については、台帳管理が基本になります。その他、防火訓練ですとか敷地内のごみ拾い、施設の外観確認、施設設備の鍵の管理をルール化して管理してまいります。このあたりの管理実績につきましては、市のモニタリングで合格水準で管理できているとご紹介をいただいております。

35 ページに参ります。管理体制です。

管理体制につきましては、常勤2名、非常勤2名で運営をしていきます。館長、副館長、保育士、事務員という布陣になります。少数精鋭で、資格に特化した能力だけではなく、提案力、企画力、コミュニケーション力と幅広いビジネススキルを身につけた職員を配置しております。

36 ページに参ります。コミプラ組織体制図になります。

通常の運営に関しましては、館長以下のメンバーで推進してまいります。問題点や課題が発生した場合、連絡推進委員会で当法人の役員を含めて協議し、対応してまいります。

37 ページに行きます。職員育成計画になります。

基礎能力、それから発展能力と分けて求められる能力をここに書かせていただいています。それらを基に、39 ページの現状の個人レベルと必要な能力とのギャップを相互面談で明らかにして、自分が成長すべき目標値を決めて半期ごとのPDCAを回していきます。それを基に、40 ページの半期が終わった時点での個人評価を実施し、来期の目標設定につなげてまいります。

41 ページに参ります。職員研修になります。

ビジネスマナー研修、コンプライアンス研修、業務研修、救急救命研修等々の計画をしております。

42 ページに参ります。個人情報保護についてです。

法令遵守はもちろんのこと、当法人としても個人情報保護方針を掲げておりますので、それに従った管理を遂行してまいります。また、41 ページでも触れましたが、年に1回以上個人情報に関する研修を実施し、全従業員の知識向上を図っております。

43 ページに参ります。その他関連法令の遵守です。

コミプラ運営は、公共性、地域性の強い事業であり、市民及び利用者の信頼に基づく運営を継続するために、仕様書に書かれているとおりの関係法令又は規則を重視した形で運用に努めてまいります。法令遵守、コンプライアンスの推進、反社会的な勢力への対応、法改正への対応、内部監査の実施、内部通報制度の構築を実行してきておりますが、それらについては、定期的な中身の見直しを実施し、ブラッシュアップを継続していきます。特にコンプライアンスにつきましては、強化を図るためにコンプライアンス基本方針を掲げ、コミプラ職員はもとより、当法人運営に携わるメンバー全員がこれを遵守し、法人活動に当たっております。

44 ページに参ります。

こちらで自主事業の計画を組ませていただいております。実際には、市の業務仕様には入っておりませんが、当法人活動の方針として計画させていただいております。今回、提案の中で一番重要なポイントになります。先にお話しさせていただいておりますが、管理運営の基本方針並びに利用促進につながってまいります。今回、ここでは大きく三つに分けて自主計画を計画してまいります。企画発信型、継続循環型、費用投資型の三つです。代表的な実施事業については、こちらに書かせていただいておりますが、中でも今回お話しさせていただきたいのが投資型のお話です。大きく分けて二つの話になります。

一つは、現在コミプラの消防法上で軒下を利用することができません。この課題に対して、当法人が投資することにより、コミプラ軒下を使用できるようにいたします。具体的には、軒下に火災感知器をつけることにより、軒下が使用できるよう

になります。これまで発揮できなかった真のコミプラの魅力、それからパフォーマンス力を100%発揮していきたいというふうに考えております。

それから、もう一つは、備品として大型ミラーがあるのですが、そちらのほうの大型ミラーについて、今2基しかないものを増設していきたいというふうに考えております。これについても、我々の法人のほうで投資していきたいというふうに考えております。これらの考え方については、当法人ならではの考え方だと思っております。

理由は二つです。一つ目は、利益を追及しないNPO団体であるということから、努力で捻出した資金をまちづくりに使用できるからです。二つ目は、この2年間でコミプラ運営に携わらせていただいていることにより、コミプラ及びコミプラに足を運んでくださった方々を一番よく知っているという団体だったということです。この施設のことや、この施設に集う方のことを知らなければ、よい提案はできないというふうに考えております。これらを踏まえまして、コミプラの運営に発展的に提案をし、白井市に寄与していけるのは我々NPO団体だというふうに考えております。

次に、収支計画に参ります。45ページから47ページにつきましては、年度別収支計画になります。指定管理支出に関しましては、2年間の実績を基に予測を加味して計算しております。内容については、こちらに書かれておりでございます。それから、利用収入に関しては、利用実績、利用促進を踏まえて試算をさせていただいております。例えば、コミプラの施設に関しては、営利団体を許可されておりますけれども、営利団体の団体だけを多く周知しますと、利用目標は達成しやすくなりますが、営利団体の方々だけでもコミプラ本来の目的からはずれてまいります。初めは習い事教室に通ってきたメンバーが、小集団形成をする気持ちが芽生え、サークル活動に変化し、そしてコミュニティへと進化していく姿こそ、コミプラの真の姿の役割だというふうに考えております。

人件費に関しましては、常勤職員は毎年2%アップ、非常勤職員につきましては、時給960円から毎年30円アップを計画しております。詳細については、48ページから53ページまでが詳細になります。

54ページになります。職員配置図になります。詳細は、ここに書かれておりになります。

60ページに参ります。

団体の概要を示す書類ということで、60ページから93ページまでは団体を示す資料になっております。内74ページから93ページまでは、指定管理者の運営実績が分かる書類ということで、コミプラの事業報告の抜粋をつけてあります。

94ページ以降につきましては、決算書、活動報告書、納税証明書になります。赤字、税金の未納は現在のところございません。

以上、拙い説明でしたが、プレゼンテーションを終わらせていただきます。ありがとうございました。

●会長

ありがとうございます。

では、早速、質疑のほうに入ろうと思います。委員の皆様、質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

●〇〇委員

では、まず私のほうから、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず、様式 5 の 14、特記すべき事項についてなどのところで、費用投資型の自主事業を計画されていると。お話を聞いていると、ここがすごく重要だというお話をいただいたと思うのですが、これは今回の例えば収支計算書、計画書などには反映されていないということよろしいですか。

●NPO法人まちづくり西白井

そうですね。そのとおりです。我々NPO法人の費用から出していきます。

●〇〇委員

その上でちょっとお伺いしたいのですが、これはまず幾らくらいの支出を想定されているのですか。

●NPO法人まちづくり西白井

軒下の火災感知器については、大体 60 万円くらいだというふうに今算出をしております。それから、大型ミラーの鏡なのですが、それについては、大体 1 基 10 万円くらいするというふうに今想定はしております。

●〇〇委員

それを法人のほうの予算でというお話だったのですが、これまでの活動計算書を拝見させていただきますと、基本的に大半がこちらの施設管理業の収益からが主で、そのほかの収益としますと、近年だと清掃業務から 12 万円ほどの収益と、あと会費で 4 万円、5 万円ほどというふうな認識をしているのですが、この場合、どのように先ほどの金額というのは捻出される予定でしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

今まで実際のコミプラ業務に携わらせていただいている中で、やっぱりある部分は利益が出ている分もございますので、それをまちづくりに還元していきたいというふうに考えております。

●〇〇委員

ありがとうございます。分かりました。

●会長

ほか、皆様、質問等ございますでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

現在、コミプラさんの実際の指定管理を受けていらっしゃるということで、実績をお伺いしたいのですが、例えば、お子様の利用率、それと、実際に苦情等処理委員会もあるということですが、どのような苦情が出ているのか、何点が挙げていただければありがたいのですが。

●NPO法人まちづくり西白井

では、私のほうから回答させていただきます。

まず子供の利用率なのですが、実は、皆さんご承知のとおり、コミュニティプラザ、オープンしてからすぐにコロナという大変な感染症が発生してしまう事態になっております。ですので、利用を控えるという動きが市全体で流れておりますので、お子さんの利用自体は、今現在ほとんどない状態です。

ただ、オープン当初からコロナ発生までの期間で言いますと、ロビーは子供がひしめくような状態で、学校帰りランドセルを置いてから、すぐにコミプラに来て5時まで過ごすというような利用の仕方が非常に多かった印象が強いです。

あと、苦情につきましては、特に市を巻き込むような大きな苦情には至っておりません。強いて言うならば、軒下が非常に立派なものが今ついておりますけれど、消防の感知器の関係で自転車が置けないという事態になっています。そこに自転車を置く方がやはり続出しておりますので、申し訳ございません、こちらは今、消防法の関係で自転車が置けない状態です、と言ったときに、サドルが熱くなってしまうのに、市民に向けてそういう対応はないんじゃないかと、そういうようなご意見等は頂きましたが、消防法ということをご説明してご納得いただいているという状況です。

それ以外については、ご説明をすればご理解いただける、知らないがゆえのご意見というレベルですので、大きな苦情という形にはなっていないのが現状です。よろしいでしょうか。

●〇〇委員

はい。

●会長

ありがとうございます。

その他、質問等。

では、お願いします。

●〇〇委員

様式5の3で、12ページ、利用者ニーズの把握方法と対応についてということで、利用者ニーズの収集分析をこういうふうに行っていくということなのですが、これは既にもうやられていることなのですか。

●NPO法人まちづくり西白井

今現時点では、ここまで細かいことはできておりません。

●〇〇委員

もしやっているのだったら、実態どうだったとかを聞こうかなと思ったのですが、これからということですか。

●NPO法人まちづくり西白井

そうですね。細かい点数づけ分析というところまでは、現在のところはできてなくて、毎月毎月締めた段階で、こういうふうなことがあるというのを委員会の中

で話し合っ、プライオリティをつけているというのはやっていますけれども、実際にこういった、こういう形式になったもので評価しているというのは、今後についてです。

●〇〇委員

どういうふうやって、効果がどうだったとかというのがあればお聞きしたいなと思ったのですけれども、なければ結構です。

あと、細かい話なのですけれども、組織の話なのですけれど、36 ページのコミプラの組織図があって、38 ページにもあるのですけれども、主任さんというの置くのですか、これ。

●NPO法人まちづくり西白井

実際の体制図は36 ページになるのですけれども、38 ページというのは、これは館内というか、我々法人内の位置づけというか、そういうような形になりまして、今、主任という格はおりません。

●〇〇委員

これだと、館長、副館長で、下に保育士、事務、事務ということですか。

●NPO法人まちづくり西白井

はい。

●〇〇委員

主任さん1人、実員として増えるのですか。それとも、どういう扱いなのですか。

●NPO法人まちづくり西白井

いえ、38 ページに関しては、概念というふうにご考えていただいて、主任格がいた場合には、こういう布陣になるという話です。実際には36 ページが布陣しているというふうにご理解いただければと思っております。

●〇〇委員

分かりました。

あと、103 ページまで飛ぶのですけれど、活動予算書、それまでの活動計算書から見ると、会費収入が減っているのですけれども、人数が減っているのですか。それとも、会費が安くなっているのですか。

●NPO法人まちづくり西白井

結論から言いますと、今年度は少し会費を安くしました。

●〇〇委員

それでは、人数が減っているということではない。

●NPO法人まちづくり西白井

ええ。前回プレゼンをさせていただいたときは、13 名だったのですけれども、今

17名ですから、減ったり増えたりしているところもあるのですけれども、増えているというふうに考えていただければ。

●〇〇委員

では、この一、二年で減ったということではないということによろしいですか。

●NPO法人まちづくり西白井

はい。

●〇〇委員

最後に、104ページに法人としての事業計画があるのですけれども、施設管理業務事業ということでコミプラの指定管理が入っていますが、自主事業は法人として事業をやるから、先ほどコミプラの予算の中に計上していないとかという話があったかと思うのですけれども、ここの中で自主事業を見ているのですか。どこで自主事業って。法人としてやっているというお話だったのですけれど。

●NPO法人まちづくり西白井

それは、予算の出どころということをおっしゃっていますか。

●〇〇委員

はい。法人としての活動として、自主事業を位置づけているということですか。

●NPO法人まちづくり西白井

先ほど会長からもご質問がありましたとおり、清掃活動をしておりますので、実際の清掃活動の12万というところを主に充てているというところがございます。

●〇〇委員

コミプラの中で自主事業をやるのは、法人として、コミプラでお金を出しているんじゃないくて、法人がそこで自主事業をやっているということでお話があったかと思うのですけれど、この法人としての活動の中で、そのコミプラの実施事業というのは、この施設管理業務事業の中に入っているということですか。

●NPO法人まちづくり西白井

もう一度お願いします。

●〇〇委員

コミプラで自主事業を法人としてやるということではないのですか。

●NPO法人まちづくり西白井

はい。

●〇〇委員

それがこの104ページの事業計画の中でいくと、施設管理業務事業の中に入っているということでのいいのですか。

●NPO法人まちづくり西白井

実際には、そうですね、入っている部分もあると思います。

●〇〇委員

わかりました。

●会長

では、ほかの方、ご質問等ございますでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

何点かあるのですが、まず 10 ページのお悩み相談窓口というのを継続しますということで、今も実際にされていると思うのですが、実際には、どのくらいの相談件数があるのでしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

先ほども申しあげましたように、コロナ禍ということで来館を控える方が今、非常に多いです。ですので、わざわざ相談にお越しになるというよりは、施設をご利用いただいた際に、お帰りになる前に声をかけていただいて、ちょっといいですかというような形でお聞きする形になります。件数としては正直、ごめんなさい、カウントはしていないのですが、頻度的には、立ち話も含めて、利用、5回に1回くらいはご相談、身の上話等も含めて、させていただいている状況です。子供さんをお持ちのお母様のご相談については、やはりこの時期ですので、なるべく足を運ばないようにあえて努めているという声もありますので、オープン当初こそ、保育士を目指していらっしゃった方はいらっしゃいますけれども、今はほぼないという形になっております。

●〇〇委員

ありがとうございます。

16 ページの緊急時の対応についてなのですが、こちらに記載されているものが、防災時の対応については書かれているのですけれども、それ以外の緊急時、防犯であつたりとか事故であつたりとか、そういったときのための対応については、どのようなのでしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

ご指摘ありましたように、この防犯という部分については、今現在、実は印西警察署のほうに依頼をしております、11月の最後の休館日、火曜日、日にちは曖昧なのですが、休館日を活用して防犯研修を行っていただくということで話を進めております。市内で不審者が入ってしまった施設等もございましたので、それを受けて、防犯という意味でのマニュアル作成を今年度作っていかうということで目標として掲げている次第です。

●〇〇委員

防犯については分かりました。事故というか、例えばお子さんがけがをしたとか、そういった場合の対応については。

●NPO法人まちづくり西白井

お子様のけがについては、緊急時対応ということで一応、マニュアル自体は作成しております。応急処置に使えるような三角巾であるとか包帯であるとか、そういうものは量を増やして保管をしている次第です。その使用等については、これはまた11月の消防訓練の際に、もし消防のほうに来ていただくような形になるのであれば、AEDの使い方の研修等もありますので、そういうところに併せてご指導いただく予定をしております。

●〇〇委員

もう1点よろしいですか。29ページの利用促進の方法についてのところで、自主事業、イベントを開催しますとありまして、83ページに、実績のところでは報告が上がっている中に、食事会イベントとバレンタインのイベントが段取りに苦慮し中止ということで、二つ中止となっているのですが、この件については、何か改善策とか、そういうものはされたのでしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

実は、こういう自主事業というものが全く初めての機会、周知をする方法ということにまだ慣れていない時期での企画。どうも企画が先走ってしまう状況がありましたので、今現在については、何月に何をしたい場合は、いつまでに市へ協議書を提出して、いつまでに広報の掲載の依頼をしてという段取りがはっきりと把握できておりますので、こういう計画倒れになるということは、今現在はないと認識しております。

●会長

ありがとうございます。
ほかに質問等ございますでしょうか。
〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

最初のほうだと思うのですがけれども、デジタルとの融合ということで、YouTubeとかTwitter、あとはInstagramとか、SNSを活用するというような記載がございました。これというのは、今後こういうふうにつけていこうという形なのか、もう既に何か作られているものがあったりとかするのでしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

Twitterについては、今年の8月から開始しております。Instagramも9月から開始しております。YouTubeにつきましては、来年度、指定管理の件がはっきりしてから準備を整えてやっていきたいということで、企画は進めてはおりますが、まだ実施には至っておりません。

●〇〇委員

また、それに付随して、ホームページのほうは既にありますよね。

●NPO法人まちづくり西白井

ホームページはオープン当初から動いておりまして、実は 8 月から新しい副館候補の者が入っております、元SEということで、そういうところが非常に長けております。その力を最大限に活用すべく、今はホームページの充実も図っている最中です。

●〇〇委員

もう一つだけ。36 ページの組織体系図というところをちょっと拝見したのですが、それと並行して、2 ページのほうに従業員総数が 4 名という記載がございました。で、36 ページの下のほうに館長、副館長、保育士 1 名、事務 1 名の計 4 名というのが、2 ページのほうに書いてある 4 名ということだと認識しています。

●NPO法人まちづくり西白井

はい、そうです。

●〇〇委員

仮にですけれども、例えば、その中の 1 名が何らかの事由により欠けてしまったというときには、どのような対応というのを考えていらっしゃいますでしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

実際に欠けたときがありました。その辺については、ご事情もご事情だったので致し方ないという形ではなかったのですが、それでは施設が正常に運営できない可能性もなきにしもあらずですので、NPO法人としてバックアップしてもらおうという形で、フォローサポート隊という名前をつけて、可能な限りは、人員を理事のほうから回してもらって、2 人体制をキープできるように今までも運用してきました。もし、お辞めになるような、欠けるような人員が発生した場合は、なるべく早く上に報告していただいて、人員補充に時間をたっぷりと取って、新たな方を迎え入れるという形をとっていくしかないと考えております。

●〇〇委員

つまり、連携はできる形ということですね。

●NPO法人まちづくり西白井

連携は今まで実際にしております。

●〇〇委員

分かりました。

あと、最後に 1 個だけいいですか。123 ページですか、申告書の勘定科目の内訳書の中の、多分これは人件費の内訳だと思いますが、失礼でしたら申し訳ありません。例えば理事長さんのほうでしたら、これ 12 万円という記載だったので、単純計算すると、月 1 万円という形だと思うのですね。

●NPO法人まちづくり西白井

はい。

●〇〇委員

例えば私だったら、年間12万だったら生活していけないと思うのですね。だから、ほかに何か収入があったりとか、もしくはどこかで働いていらっしやるとか、それがこの事業に直接影響するのかわからないのかというのを判断したくて聞かせていただければと思います。

●NPO法人まちづくり西白井

理事長、副理事長をはじめ、監事もそうなのですが、現役で働いております。実際には、主たる業務を持ってまして。ただ、やっぱりこれではいけないという中で西白井地区の住民が立ち上がったというのが我々の団体です。ただ、将来的な目標として、今の時代から少しずつ、次のセカンドプレイスだとかそういうところを目指して活動していかないと、いざリタイヤした後に活動しようと思っても、なかなかできないというふうな形に気持ちを切り替えまして、現役時代からこういった業務に携わろうというふう考えたのが今いる17名という形になります。ですので、ほとんどの人が主たる業務を持ってます。

●会長

ありがとうございます。

その他、質問等ございますでしょうか。

お願いします。

●〇〇委員

50ページご覧ください。50ページの人件費なのですが、管理責任者と書かれているところがあるので、これに該当する人は。

●NPO法人まちづくり西白井

管理責任者は館長になります。

●〇〇委員

〇〇さんがやられるということですよ。

●NPO法人まちづくり西白井

はい、そうです。

●〇〇委員

事務職員さんは、この10人の名簿の中にいるのではなく、一般の人からということですか。ここに社員のうち10人以上の名簿ということ。

●NPO法人まちづくり西白井

はい、そこの中には記載されておられません。NPO会員ではありますが、そのメンバー、10名の中には入っていない者が事務職員として今勤めていただいています。

●〇〇委員

そうすると、千恵子さんだけが、ここの社員としての名簿の中に含まれている人件費。

●NPO法人まちづくり西白井

全員正会員としてNPOには属しております。ただ、全員を書いていないです。

●〇〇委員

先ほどおっしゃっていたように、副業としてではなく、ちゃんとした職業を持っているというお話だったのですけれども、〇〇さんは、これを主たる業務でしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

私とこの事務職員については、これが主たる職業になります。副業は一切しておりません。

●〇〇委員

ありがとうございました。

●会長

では、お願いします。

●〇〇委員

違っていたら教えていただきたいのですが、先ほど、自主事業が幾つかあって、これからも予定があるということだったのですけれども、自主事業の財源の考え方としては、先ほど収支報告の中で見ても、それほど多額な自主事業財源が捻出できるというふうには思わなかったのですが。指定管理料等の中で、事実上の人件費とかそういったものは賄えますけれど、使用料金制、そこで得た収益を自主事業にほとんど回しているというようなイメージでよろしいのでしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

もともと計画している利用料金ありますよね。利用者から頂く。それが上回れば、その分については、当然住民に還元していきたいということで、それを要はイベントに回すという考え方もございます。

●〇〇委員

もし、それ以外に何か収益源があるというのは、どの辺にあるのでしょうか。NPO法人さんとしては。

●NPO法人まちづくり西白井

収益源は、先ほど言いましたとおり、もともとの清掃活動ですとか、そういうところで頂く費用がもともとのメインの費用になります。

ただ、指定管理者業務をやっている中で捻出した中で、今言ったとおり、例えば

利用料が上回った分があるですとか、それから業務委託とかそういうものについて、少し削減できたものがあれば、それは住民に還元していくという考え方を取っております。

●〇〇委員

この指定管理業務そのものでの収益は、事実上は、ほとんど収益にはなっていないという考え方でよろしいのですか。

●NPO法人まちづくり西白井

そのとおりです。結局、市の委託料金がありまして、それに対して、ほとんど99.6%くらいの金額を計画として入れているのですけれども、人件費と委託費、その他でほとんどプラマイゼロになる状況になっております。ですから、今言った利用料金がもともとの計画している、例えば月10万であれば、10万を上回った分については、その分について、イベントだとかそういうものに還元していくというふうに考えております。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

その他、質問等ございますでしょうか。

では、最後に私から、収支計算書について何点かお伺いしたいことがありますので、ご質問させていただきます。

まず、設備等の維持管理について、業者を選定中のものが何か所かあるのですけれども、その場合に、収支計算書の金額というのはどういう理屈で設定されているものになるのでしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

現状は、今の委託している業者が基になっています。ただ、今、実際にまだ決めかねているというところにつきましては、この2年間の実績ですとか対応の仕方、サービスの内容を鑑みて、今後もしかしたら削減できる要素があるのかなというところを今残しておりますので、まだ選定段階というふうにご理解いただければと思っております。

●会長

ありがとうございます。

もう1点なのですが、管理体制、職員の配置、研修計画のところ、幾つか研修を予定されていると思うのですが、これ、収支計算書のほうを見させていただくと、少なくとも令和4年度と6年度については、研修費ゼロで算出されているのですが、これはどのように費用を捻出される予定なのでしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

基本的には我々のほうで、先ほど申しましたように主たる事業を持っている者が、例えば、ある企業で人事課に勤めている者だとかそういう者がおりますので、そう

いった者を流用して、そこで要は研修を行ったりしますので、お金がかからない状況で研修をしようというふうに考えております。

●会長

ありがとうございます。
ほかに質問ございますでしょうか。
お願いします。

●〇〇委員

最後になると思うのですが、令和4年度の収支計算書のところで、利用料金収入のほうで〇〇万円ほど算定されていると思うのですが、これは令和2年度の実績から考えると、40%近い増加を見込んでいるということになると思うのですが、この後の令和5年、6年度の見込みを見ると、ほぼ増えてない見込みを持っていらっしゃるということで、令和2年度から4年度にかけての増加というのは、どういった根拠で算定されているのでしょうか。

●NPO法人まちづくり西白井

一つは、まだ令和3年度が終わっていませんけれども、令和元年度、2年度、いろいろまきをしてきた段階で、大分コミプラの周知がされてきているということと、利用者の層だとか、いろんなコミプラのコミュニティを形成する中でいきますと、これくらいは利用率が上がっていきけるだろうというところを全員で話し合った結果というふうに考えていただければと思っております。

●〇〇委員

分かりました。ありがとうございます。私からは以上になります。

●会長

ほかの皆さんからの質問等は、追加ではないですかね。
では、質疑はここまでとさせていただきます。

●NPO法人まちづくり西白井

ありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。

では、以上でプレゼンテーション審査を終了いたします。どうもありがとうございました。

委員の皆さんについては、採点をお願いいたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

では、この後、委員間で討議をしていただきたいと思います。採点をしながらという形になると思いますが、大変申し訳ないのですが、こちらについても議事の進行の中になりますので、マイクについては使っていただいて、多分会長が司会という形もなかなか難しいと思いますので、アトランダムにそれぞれ、質疑のある方がお話をいただきたく思います。少し机の形を変えますか。大丈夫ですか。

●会長

若干話しばらくはありますね。

●事務局

それでは、少しだけ机を動かしますね。すみません。失礼します。

このような形で少しお話をさせていただければと思いますので、マイクを使っていただいて、適宜ご自分で採点をしながら、ご討議いただければと思います。それが終わりましたら、事務局のほうに採点票を渡していただきまして、休憩という形をとらせていただきたいと思います。

事務局から 2 点ほど確認というか、今回、私どものほうで間違えてしまった部分ではありますけれども、採点票の (8) と (9) については、5 点満点となりますので、よろしく願いいたします。また、(14) になりますけれども、こちらは皆さんの平均点となりますけれども、平均点が 5 点を下回る場合については失格となりますので、こちらだけご注意ください。

では、お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。10 分くらいを予定しています。40 分くらいまで。皆さんのお話の状況を見次第なのですけれども。

〇〇委員、何かお伺いされたいこととか。

●〇〇委員

実際に団体の経営状況というのは、専門の方は、この 2 団体に関して、どのように評価されていますか。

●〇〇委員

この点については、どうしましょう。〇〇委員か私からか、どちらでもいいのですけれども。

それでは、〇〇委員のほうから。

●〇〇委員

数字のほうだけで、一番後ろのほうについている損益計算書、あとは貸借対照表、こちらをメインにして、私のほうでの数字を見た上での私見ではないですけれども、感想というところも踏まえて申し上げます。

まずは、アンフィニさんのほうですけれども、経常的に大きい利益を出しているというところでは、収益性は申し分ないのかなというふうに思われます。あとは、財務状況ですね。財務状況、つまり貸借対照表の数字のほうも拝見させていただきました。

私は質問を 1 個させてもらったとおり、一つ気になっていたところは、いわゆる収益が何十億とかそういった億の世界なのですけれども、そうは言っても、役員の中に同族の方がいっぱい占めていたりとかそういったときに、不適切というか、不相应な役員報酬の支払いがあったりとか、金銭の貸し借りとかそういったものがないかというところで、その貸付金だけはちょっと気になりました。

ただ、それもグループ内の会社に対する貸付けで、これがいずれか返済されるということでおっしゃっていただけていたので、そこもクリアであるかなと。

あとは、各種比率も拝見させていただきました。僕が一番気になっていたのは、

流動資産、短期的に換金可能な資金ですね。それに対して借金がどのくらいあるかという割合、そして、1年間の利益がどのくらいかという、こういったところも鑑みても、財務的には問題はないのかなというふうには思います。

一方、もう一つのまちづくり西白井さん、これ収益が、ほぼほぼ今の指定管理業務、これ1本のみだと思っていいと思いますね。これが今後3年も引き続きやったという場合を仮定したときにも、少なからず利益は出ているのですよね。アンフィニさんほどではないです。

ただ、おっしゃっていただいていたとおり、利益が出ていたとしたのならば、ほかの事業に回すとかそういったお考えをお持ちだったということなので、そんなに利益が上がらないという状況にも納得はできると。

あとは、財務状況ですね。財務状況を貸借対照表で見た限りは、まずは無借金であるということは、まず評価してもいいと思います。その上で、流動的な資産というのも、現預金で約〇〇円くらい計上されているということで、すぐにでも潰れてしまうようなというわけでもないですので、そこも、すごくいいというわけではないですけども、悪くはないというところだけはお伝えしたいと思います。

●〇〇委員

私からもおおむね同じ意見なのですが、まずアンフィニさんのほうについては、やっぱり基本的に財務状況が恐らくは検討すべき点だと思うのですが、まず現金をすごく持っていらっしゃるのですね、直近の話ですけど。どのくらい持っているかという、短期の借金を全部返し切れるくらい現金をまず持っているので、潰れないかなというのはいずれあると。

現金を含めなくても、売掛金、いわゆる売上げのツケ部分ですよね、直近で現金として入ってくる分が、今現金で持っている額とほぼ同額くらいあると。回収期間についても、計算したら、大体一月超くらいで回収できる計算の額なので、その二つを合わせると、長期の借入金もおおむね返し切れるくらい現金があるということなので、潰れる心配はそんなにしなくてもいいかなというような印象ですね。

まちづくり西白井さんのほうですけども、こちらもやはり同じような話で、おおむね指定管理者業務に本当に99%くらい依存した資金繰りとなっているので、言ってみれば指定管理料が適切なタイミングで振り込まれる限りは、恐らくは潰れないだろうというような感じですね。

ただ、1点懸念があるとすれば、先ほど、持ち出しで自主事業をするということになった場合に、確かに、先ほど〇〇委員からお話があったように、現金はあるのですね、〇〇ほど。ですけども、一応その短期負債に近いような、払わなきゃいけないお金も相応にありまして、それを差し引くと、大体〇〇円ちょっとくらいになるのですね。そうすると、先ほどお話をあつた消防設備の60万とか、ミラーが10万とかという話が、払えはするのですが、ちょっと危なくはなるなというような印象はあります。できはするけれども、潰れは恐らくはしないのですけども、自主事業がどこまでできるかはちょっと控え目に見たほうがいいかもしれないという印象があります。以上です。

あとは、どうですかね。提案いただいた勤務体制などについては、〇〇委員のほうから何かコメント等はございますか。

●〇〇委員

別に、特にこの2法人についてというよりも、先ほどの市の予算の分も含めて、人件費、これ低いなと思ったのが第一印象です。〇〇円そこそこで、館長とかそういうレベルですばらしい提案ができる人が来てくれるという感じですか。そこがまず一つ。

でも、応募団体の人も、白井市さんの動向というか、状況を見ながら、例示の金額に引っ張られているのか、そこはまず疑問でしたね。

あとは、NPOのほうは、退職の引当金が入っているのですけれども、これはやはり同族だから、一言で言えば経費を回しているのだなという、後々いつ退職になっても合法的にお金が残るように、ご本人に回るようにしているのだなというのが一つですね。

それから研修についても、2社、一生懸命研修しますよ、しますよとおっしゃっていましたが、研修で評価を出してPDCA回しますとか、立派なことを書いていますけれども、これ、長けた人がといても、どれだけ実効性があるのかなと。それこそインターネットから引っ張ってきて、個人情報はこのものだって、こうですよというのと、それから失敗例とか、バイトテロが起きたとかっていつ、どこまで身につくように、イメージ的にこういうのやっちゃいけないのだっていう、やり方すら本当は、どこまでできているのかなと懐疑的に思っていました。

その点、比較ですけれども、やはり経験値から言えば、アンフィニさんのほうが研修体制についてはしっかりしているんじゃないかと思いましたが、これは個人的にですけれど、アンフィニさんで管理料として多額な分を取っている。あれは、やっぱりグループ会社で結局その利益調整をしているという点において、素朴に私は疑問だったのですよ。アンフィニさんは規模の利益を使えるのに、どうして提案の削減率が低いのかなと思って。そして、その管理料のところこんな金額が出ているから、ああ、ここで本社にお金が、言葉は悪いですが、分かりやすく言えば吸い上げられているのだと。だから、アンフィニさんの損益計算書の利益というのは、すごく良く出ていましたよね。おおと思うくらいで。これは、この選定だけじゃなくて、この予算の出し方、提案の仕方とかにも何かあるのかもしれないですね、一つの工夫が。それで、本来はもっと分配すべき人件費は圧縮されているのに、売上げの〇〇%として管理料が出されているって、ここは少し矛盾だと思います。本来、この白井市が出しているものというのは、白井市の市民税が入っているわけですから、市民に十分に還元されるべきだという気持ちは、この委員をやる前から思っていました。ご検討いただければ幸いです。ありがとうございます。

●〇〇委員

私も人件費の部分については、非常に気になっていました。非常に少ない。で、アンフィニさんのほうが言っていた会計年度期限付任用、あれ、要は市の臨時職員なのです。臨時職員の程度のレベルでの、いわゆる初級レベルしか持っていない。非常に人を甘く見えていますよね。これだけ人件費は少なめにして、いわゆる管理費のほうで本社吸い上げの率が高いって、やっぱり、もうけ過ぎの企業なのだなという感覚は受けました。

そこへいくと、まちづくり西白井さんですか。こちらは本当に、市民が純粋に何とか市民の中でやりたいというもので、全く利益を考えていない。取りあえず、あそこの館が私たちが運営できれば何とかいいというような、そんな意味合いのとは

ろは、ちょっと泥臭さを感じたところもあるのですけれども、ただ、そういう心根は、ある程度、市民であれば応援するべきところもあるのかなというふうには感じました。

やっぱりアンフィニさんだと、もう一つ、どうしても子育て関係に偏っている。あれが非常に気になりましたね。いつとき子供子育ての関係で、出産率が下がっている関係で、どうしても産めよ、増やせよで、子供行政、どんどん、どんどん厚くなって、学童に入れない子供のためには、放課後子ども教室をつくろうとか、いろんな形でやっていたときに、補助金が国からいっぱい出たのですね。そのときに多分、一気に大きくなった会社なんじゃないかなと思いますけれども、そこにちょっと偏り過ぎちゃっていて、本当に公民館というものの本来の考え方が今把握できているのかなと、ちょっと気になりました。私からは以上です。

●〇〇委員

すみません。今、〇〇委員の話を聞いていて、誤解のないように。

私は、2者を見て、今いろいろな思いを伝えましたけれども、配点を後で見たときに、ええっ、そんなこと言っているのに、こっちのほうが点数が高いのではないかということがあるかもしれません。後で誤解を招くといけないので先に申し上げますが、〇〇さんのおりに、私も最初見たときに、自宅で初見で見たときには、そのとおり全く思ったのです。

まずは、そもそも、さっきも申し上げたように、白井市の住民のほうに還元すべきだと思ったのと、それから、子育てのほうに特化し過ぎているのはどうかなと思ったのですけれど、これは市の考え方にもよると思うのですけれども、中立でどちらともというのも一つの考え方でありまして、高齢化社会、高齢化じゃなくて超高齢化社会になっているので、今、保育園だけじゃなくて、ちょっと預けたいとか、ちょっと悩んでいることを相談したいとか、そういう施設があってもいいのではないかと、私はそこに賭けようと思っています。

●事務局

この段階は、あくまでも個人の採点を決める物の議論ですので、ご本人の採点の内容については、触れないでいただければ幸いです。

●〇〇委員

私も率直に申し上げて、どっちもどっちだなの感が結構ありまして。今、議論していただいたことが本当にもっともで。アンフィニさんのほうだと、費用の構造が何か大分怪しいというか、謎の160万円の管理費が、印象として物すごく悪くはあるのですけれども。ただ、それを差し引いても、提供されるサービスとしては、恐らくアンフィニさんのほうがいいのではないかなというのがあります。

これは、最初の事務局からの説明でもあったのですけれども、この地区、結構、実は子供が多いというお話を最初にされていたのもあって、そういうところを考えたとしても、恐らく提供される自主事業というか、自主イベントみたいなものはアンフィニさんのほうがリッチになるのかなというのにはちょっとあって。

あと、まちづくり西白井さんのほうだと、自主事業どのくらいできるのかというのが率直に私、疑問で。というのも、昨年度までも現金としては持っているのですよ、まちづくり西白井さん。できなかった理由として、段取りがという話はありません。

したけれども、同じところで資金調達にどうこうという話もあったので、そういうところを見ると、自主事業できるのかなというのが、大分疑問というのも率直にあります。という感じですね。

●事務局

そろそろよろしいでしょうか。

それでは、審査票を回収いたします。各自ご休憩ください。

[休憩]

●事務局

それでは、事務局から、審査結果について報告をさせていただきます。

1番目の申請団体のアンフィニさんについては、総評価点数が523点。で、14番の部分については40点ということですので、1人5点以上の30点平均を超えていますので、合格になります。

2番目のまちづくり西白井さんについては、総評価点数については526.8点。で、14番の部分についても同じく38点ということですので、30点を超えていますので、合格となっております。

したがって、今回の審査の結果、まちづくり西白井さんが第1位、第2位についてはアンフィニさんとなります。以上です。

この後、評価の内容について、どのような点がよかったのか、先日皆様にお示しをしましたが、答申書の中で評価の点という部分を記載する必要があります。そこについて皆さんから意見を頂きながら、ホワイトボードのほうにまとめていきたいと思っておりますので、皆さんから、今回のまちづくり西白井さんのよかった点ですね、そこについて意見を頂ければと思います。

これについては、今日、文書がまとまれば、今日、大体の確定をしますし、まとまらなければ、こういう雰囲気というような、こういう内容でというところで私のほうで作文をして、皆様にメール等でお渡しして、次回の会議の中で決定をしていきたいと思っております。

では、会長、すみません。幾つか何点か皆さんから意見を拾っていただいて。

どうしましょう。私が進行を進めてよろしいですか。どちらでも。

●会長

そうですね。やっていただけるのであれば。

●事務局

分かりました。それでは、私のほうで。

幾つか皆さんの意見について、順次言っていただく形が一番いいのかなと思いますので、そのあたりについて頂ければと思います。どうですかね。よかった点とか何かありましたら。

●〇〇委員

いままでの実績については書くべきですね。

●事務局

まちづくり西白井さんで、今までの実績ですね。
今までの実績があることですね。

●〇〇委員

あと、実績に即して、実際の苦情を基に取った事業計画が、例えば軒下の自転車止めだとか、そういったようなものがちゃんと挙げられたということですね。

●事務局

実績に即した事業計画であることですね。苦情等を反映ということですね。
ほかは何か。
財務状況は、ちょっと難しい感じですかね。書くのはなかなか。

●〇〇委員

それでは、財務状況の中で一つだけ。結局、規模とかそういったところはアンフィニさんだったのだけれど、不適切な要素が全くなかったというのもよかったのかなというふうには思います。

●事務局

無借金ということですね。財務状況に不適切な要素はなかったと。

●〇〇委員

これしかやっていないということは、ほかで潰れるということがないという意味でも。

●事務局

市からちゃんとお金が出る限りは安泰ですよという、語弊を恐れず言えばという感じですかね。

前の実績があって、今後のサービスの向上が期待できるとか、今後も引き続きサービスの向上が期待できるというのが1点ですかね、ここのところ。それとも分けちゃいますか。前の実績がありというところで一つにしちゃうのか。1個につなげちゃいますか、これをじゃ、1個に。今までの実績があって、今後も今までの実績を基にした事業計画などがつくられていることから、今後も安定した事業が実施できることが期待できるとかというのが1点と、2点目が、財務状況について、専業でやっているという話を、表現を皆さんに意見ももらいたいなと思いますけれども、こちらのほうの指定管理を中心とした事業展開をしていることから、この指定管理を続ける限り問題ないよということの部分で、ここですかね、不適切な要素がなく安定しているという話でいいですかね。

あと、もう1点くらい何か。

●〇〇委員

やっぱり逆に言ったら、子育てのほうに特化し過ぎている感があるので、条例の目的に沿って、当然なのだけれども、そうすると、アンフィニさんのほうが目的に沿った提案していないみたいな感じがするのであれなのだけれども。条例の目的に

沿って公平なサービスを提案されている。その裏返しについて、逆からいう必要があるのではないですかね。

●〇〇委員

フォローだからいいのではないですか。もしかしたらところはあったけれども。

●事務局

結果のところは2位まで出てしまうので、サービスがアンフィニがよかったという事は伝わるので、伝わるというか見えるので、そんなに批判までにはならないのかなとは。条例の目的に沿ったという部分で提案していることから、何でしょうかね。

●〇〇委員

採点の中身も公開されるのですか。

●事務局

合算したものとして、1については何点という形になります。なので、誰が何を言ったかは、当然分からないのですけれども。

●事務局

この合計では出るのでしょうか。

●事務局

はい。

●事務局

だから、サービスではアンフィニさんがよかったという部分は、公になるという。価格で逆転したということは公になるということでしょう。

●事務局

はい。前回、答申書のイメージをお配りさせていただきましたが、資料1の7ページ、別紙3になりますが、こういう形で出てきて、ここに点数が入る形になります。何か辞退とかされるときに関係もあるので、次点まで出るものとなります。

じゃ、3点としては、今回これが1番でいいですかね、内容としては。

●〇〇委員

あと、例えば、地域還元を第一に考えたサービス姿勢が好感が持てるのかはありますか。

●事務局

地域還元を第一に、好感が持てる。

●〇〇委員

条例の目的のところを、きちんとやったほうがいいのではないですか。条例は、

「市民相互の交流により、市民の連帯意識を高め、住みよい地域社会の形成に寄与すること」と定めているので、その目的に対応しているので、幅広い市民層を対象としたサービス向上が期待できるのではないのでしょうか。

●事務局

そうすると、ここの「寄与する。」で地域還元を重ねても大丈夫な感じでしょうか。

●〇〇委員

取りあえず、目的をきちんとここにすることによって、アンフィニさんも、その辺ももう少し言ってくればよかったのですよということが伝わるのではないかなと思います。

●事務局

サービス自体は、子供のところのリターンはよかったけれども、地域という視点がちょっと弱かったのだよねというふうにイメージができるのかもしれないですね。

●〇〇委員

何か参入するときは、そこをきちんとやってくれば。

●事務局

分かりました。どうでしょうか。そうすると、どっちが1番上に各内容ですかね。こっち1番がいいですかね。こっち1番がいいですかね。順番だから、どっちでもいいと思うのですけれども。

●〇〇委員

1番のほう为重きをおいているという感じに見えるんじゃないですか。

●事務局

こっちですか。

●〇〇委員

だから、どっちが1番かって重要だと思います。

●事務局

そうですね。どっちがいいかなと思ひまして。

上でいいですかね。で、また、という話の感じで、不適切なことがないことからというようなところでよろしいでしょうかね。

では、この内容をまとめまして、皆様にメール等で送らせていただきたいと思います。次回の会議では、そのところを最初に、次回の審査会、来週になりますけれども、その部分を最初に、これでいいかというところで。事前にメール等でやり取りをして、内容については詰めていきたくと思っていますけれども、その部分をやって、その後、審査票の関係で、プールの関係の審査票、で、審査会、1団体ということになりますけれども、そちらのものになりますので、次回は金曜日の1

時半からということで、この部屋と奥の部屋で予定をしているところです。

すみません。その他の部分まで先にしゃべってしまったのですが、議題 2 については、白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の候補者の選定と審査結果についての案ということで、このような形でお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

●事務局

ありがとうございます。

市民活動支援課は、大丈夫でしょうか。

どうもありがとうございました。

では、こちらで以上となります。

次第の 4、その他なのですが、先ほど私のほうで、すみません、ちょっと調子に乗って話をしてしまいましたので、特にございませんが、委員の方で何かございますか。よろしいでしょうか。

事務局からは以上です。

●会長

それでは、閉会ということでよろしいですかね。

その他、特に何かございませんか。

それでは、これもちまして、令和 3 年度第 2 回白井市指定管理者選定審査会を閉会とさせていただきます。皆さん、お疲れさまでした。